富山県情報公開条例の解釈及び運用の基準

第1条関係(目的)

第1 趣旨

本条は、この条例の目的を明らかにしたものであり、条例第3条(解釈及び 運用)とともに条例の解釈運用の指針となるものである。

第2 解釈及び運用

- 1 この条例は、「地方自治の本旨に即した県政を推進する」上で、「県民の知る権利」を尊重し、「県の諸活動を県民に説明する責務」が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、「公文書の開示を請求する権利につき定めること等」を手段として、「情報公開の総合的な推進を図る」ことを目的とし、「県民の理解と信頼の下に県民参加の公正で開かれた県政を推進する」ことを高次の目的とするものである。
- 2 行政が情報を積極的に公開していくことは、21 世紀の地方自治を推進していく上で極めて重要である。このため、県民が行政情報を取得して県政に積極的に参加していくことの象徴的な言葉として県民にとってわかりやすい「知る権利」を明記し、これを「尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることに鑑み」としたものである。
 - 一方、この「知る権利」については、憲法上明文の規定がなく、憲法解釈としてもその根拠や内容について様々な見解があり、また、最高裁の判例においても、請求権的な権利としての「知る権利」は認知されるに至っていない。したがって、本条における「知る権利」についても、上記のような趣旨で条例上明記したものであり、その法解釈的効果を新たに生じさせるものではない。
- 3 「県の諸活動を県民に説明する責務」とは、一般的にアカウンタビリティ(説明責任)といわれるもので、県政を信託した主権者である県民に対し、県がその諸活動の状況を説明する責務をいう。この説明する責務は実体的な法的責任ではなく、政治的な責任である。情報公開制度は、このような説明する責務を全うするために重要な制度である。
- 4 「公文書の開示を請求する県民の権利につき定める」とは、実施機関が保有する公文書の閲覧及び写しの交付を求めることができる県民の権利を設定することであり、条例で定める要件を満たした公文書の開示の請求に対しては、実施機関は適切に応じなければならない条例上の義務を負うものである。

なお、公文書の閲覧及び写しの交付を求める権利を設定したことにより、実施機関の開示、部分開示又は非開示の決定(以下「開示決定等」という。)に対しては、不服申立て等の救済の途が開かれている。

- 5 「情報公開の総合的な推進」とは、公文書の開示請求制度により情報の開示をするほか、情報提供施策及び情報公表制度を拡充して、県が保有する情報を県民に提供するとともに、県の出資する一定の法人について情報公開の推進に努めることである。(第4章参照)
- 6 「県民の理解と信頼の下に、県民参加の公正で開かれた県政を推進する」と

は、この条例の目指す究極の目的を明らかにしたものである。

本条例に基づき、県民の請求に応じ必要とする情報を開示する開示請求制度と、県自らが積極的に情報を提供する情報提供施策及び情報公表制度とが相互に補完し合いながら、総合的な情報公開を推進することにより、県民の理解と信頼の下に、県民参加の公正で開かれた県政を推進していこうとするものである。

第2条関係(定義)

第1項関係 (実施機関の定義)

第1 趣旨

本項は、この条例に基づき公文書の開示等情報公開を実施する機関を明らかにしたものである。

第2 解釈及び運用

地方自治法(昭和22年法律第67号)、警察法(昭和29年法律第162号)、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づき、独立して事務を管理執行する権限を有し、その担任する事務について自ら意思を決定し、表示することができる機関を実施機関として位置づけている。

第2項関係(公文書の定義)

第1 趣旨

本項は、この条例において開示請求の対象となる公文書の範囲及び例外的に その対象から除かれる範囲を定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 「実施機関の職員」とは、知事、議長及び行政委員会の委員(監査委員を含む。)のほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服するすべての職員(県が設立した地方独立行政法人の役員及び職員を含む。以下同じ。)をいい、特別職か一般職か、常勤か非常勤かを問わない。実施機関の附属機関の委員を含む。
- 2 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲 内において作成し、又は取得した場合をいう。

職務には、地方自治法第 180 条の 2 又は第 180 条の 7 の規定により他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理しているものを含む。

なお、職員が地方公務員等共済組合法第 18 条などの規定により他の法人その他の団体の事務に従事している場合の当該事務は、ここでいう職務には当たらない。

- 3 「文書、図画及び電磁的記録」とは、記録媒体の面から条例の対象となる公 文書の範囲を定めたものであり、次のものをいう。
 - (1) 「文書」とは、文字又はこれに代わるべき符号を用い、永続すべき状態において、ある物体の上に意思等が記載されたものをいい、台帳、カード類、

刊行物、図書等を含むものである。

- (2) 「図画」とは、記号又は線等の象形を用いて表現されたものをいい、地図、 図面、設計図、ポスター、写真、スライドフィルム、これらを写したマイク ロフィルム等をいう。
- (3) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によって は認識することができない方式で作られた記録をいう。具体的には、再生機 器を用いなければその内容を知覚し得ない磁気テープ、磁気ディスク、録音 テープなどの媒体に記録されたものをいう。

行政情報の電子化やネットワーク化の急速な進展に対応していくため、電磁的記録全般を開示請求の対象としたものである。ただし、文書作成の補助として一時的に作成した電子文書及び会議録作成の補助として一時的に採録した録音テープ等の電磁的記録については、文書を原本として保管し、及び保存することから対象としない。

4 「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、組織としての共用の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要な共用のものとして、利用又は保存されている状態のものをいう。

説明責任の観点からは、事務処理手続が終了していない文書、図画又は電磁的記録(以下「文書等」という。)や事務処理手続を要しない文書等の中にも開示対象とすべきものがあると考えられる。このため、決裁、回覧等の手続を要件とせず、業務上の必要性に基づき組織の共用のものとして保有している文書等であるかどうかの実質的な要件で規定したものである。

したがって、①職員が単独で作成し、又は取得した文書等であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの(自己研鑽のための研究資料、備忘録等)、②職員が自己の職務の遂行のために利用する正式文書の写し、③職員の個人的な検討段階に留まるもの(決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書等。ただし、担当職員が原案の検討過程で作成する文書等であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。)等は該当しない。

作成又は取得された文書等が組織的に用いるものに当たるかどうかの判断は、 ①作成又は取得の状況(職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に当該実施機関の長等の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか)、②利用の状況(業務上必要として他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか)、③保管、保存又は廃棄の状況(専ら当該職員の判断で処理できる性質のものであるかどうか、組織として管理している職員共用の保管・保存場所で保管又は保存されているものであるかどうか)などを総合的に考慮して行う。

また、組織的に用いるものとしての実質を備えた状態になる時点については、 当該組織における文書等の利用又は保存の実態により判断するものであるが、 例えば、①決裁を要するものについては起案文書が作成され、回議に付された 時点、②会議に提出した時点、③申請書等が実施機関の事務所に到達した時点、 ④組織として管理している職員共用の保管・保存場所に保管又は保存した時点 等が挙げられる。

5 「保有している」とは、所持すなわち物を事実上支配している状態を意味する。文書等を書庫等で保管している場合であっても、当該文書等を事実上支配 (当該文書等の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権 限を有していることを意味する。)していれば、所持に該当し、「保有している」 に該当する。

なお、一時的に文書を借用し、又は預かっている場合等、当該文書等を支配 していると認められない場合は該当しない。

- 6 ただし書は、公文書の対象から除外されるものについて定めたものである。
 - (1) 第1号に掲げるものは、不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものであり、誰でも購入できることから「公文書」の対象外としている。
 - (2) 第2号に掲げるものは、公文書館、図書館等の公の施設のほか情報公開総合窓口など、図書、資料、刊行物を一般の閲覧等に供する事務を行っている実施機関の施設において、専ら一般の利用のために管理されている文書、図画等をいう。したがって、これらの施設で管理されている文書、図画等であっても、一般の利用を前提としていない、行政事務のために作成し、又は取得したものはこれに含まれず、この条例の適用があるものである。

第3条関係 (解釈及び運用)

第1 趣旨

本条は、この条例全般にわたる解釈及び運用の基本を定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 実施機関は、公文書の開示を請求する権利を保障するため、条例で定める要件を満たした公文書の開示請求に対して、条例第7条の各号の規定に該当しない限り公文書の開示をしなければならないという観点(条例第7条本文)に立って、条例全体を解釈し、運用しなければならない。
- 2 開示の請求があった公文書に記録されている情報が、条例第7条の各号に規 定された情報に該当するか否かの判断に当たっても、原則公開の観点に立って、 適正に解釈運用しなければならない。
- 3 「個人に関する情報がみだりに公にされることがないよう」とは、公開を原則とする公文書開示制度の下においても、思想、心身の状況、病歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他個人に関する情報は最大限に保護されるべきであり、正当な理由なく公にされてはならないことを明らかにしたものである。

第4条関係 (適正な請求及び使用)

第1 趣旨

本条は、この条例に基づく公文書開示請求制度の利用者の責務を定めたものである。

第2 解釈及び運用

1 この条例に基づく公文書開示請求制度は、その請求理由を問わず誰もが利用 できる制度であるが、請求権者が公文書の開示を請求する権利を濫用してはな らないことは当然である。

本条は、請求権者に対して、条例の目的を踏まえた適正な制度の利用についての責務を規定したものであり、利用者の注意を促すために設けたものである。

2 「適正な請求に努める」とは、開示請求をしようとする者は、条例の目的に 沿って請求するよう努めなければならないことをいい、行政の事務執行を停滞 させることを目的とした開示請求、開示決定を受けたとしても閲覧するつもり がないような開示請求等は行うべきではないという趣旨で規定したものである。

なお、開示請求が権利の濫用に当たると判断される場合には、その理由を明確に示し、非開示決定を行うものとする(第5条関係第2の4及び第11条関係第2の2の(7)を参照)。

3 開示決定等の期限の特例(条例第 13 条)を適用した場合でも実施機関の通常 業務の著しい停滞等を招くおそれのある大量の公文書の開示請求(以下「業務 の停滞等を招くおそれのある大量の請求」という。)は、「適正な請求」の範囲 を超えるものと判断される。

業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求かどうかは、担当者が通常業務を遂行しながらすべての公文書についての開示決定等を行うにはおおむね1年以上の期間を必要とする開示請求で、当該開示請求により実施機関の通常業務の著しい停滞又は事務処理経費の著しい増大を招くおそれのあるものかどうかによって判断する。

業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求がなされた場合には、本条の趣旨を説明し、抽出請求等により「適正な請求」となるよう要請する。

当該要請にもかかわらず、これに応じない場合には、45 日以内に相当の部分について開示決定等を行い(第 13 条関係を参照)、残りの部分について条例第 11 条第 2 項の規定により非開示決定を行うものとする(第 11 条関係第 2 の 2 の(6)を参照)。

業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求に対する上記の対応は、平成 18 年度以降、開示請求が急増し条例が想定していなかったような課題が現れたことから、この条例に基づく情報公開が適切に利用されるような制度のあり方について検討するために設置された学識経験者、県民の代表者等からなる富山県情報公開制度懇話会の提言(【参考】を参照)に基づくものである。

県民意見募集手続制度(パブリックコメント)を経てなされた当該提言を受けて、県民を対象としたアンケート及び情報公開セミナーを実施し幅広く意見を聴いたうえで、この条例による適正な請求のあり方を確保し、本県の情報公開制度が健全に機能するために、制度本来の趣旨に照らして社会的な相当性を欠くような請求を行ってはならないという観点から、この条例の目的に即した

請求権の適正な行使として条例が予定している範囲等に係る県議会での議論を 踏まえて、その支持が得られたことから、業務の停滞等を招くおそれのある大 量の請求に対しては、上記の対応をすることとされたものである。

業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求に対する開示決定等に当たっては、「適正な請求」となるよう要請する過程における開示請求者の対応について十分に検討し、抽出請求等に応じられないとする理由が社会的な相当性を欠いていないかどうか、開示請求権の本来の目的を逸脱し明らかな害意が認められる開示請求でないかどうかを含めて慎重に対応するものとする。

4 「適正に使用する」とは、開示請求により情報を得たものは、社会通念上の 良識に従って使用しなければならないということであり、犯罪行為での使用や 他人の権利利益の侵害など社会通念上是認されないような使用をしてはならな いという趣旨である。

なお、公文書開示決定通知書及び公文書部分開示決定通知書の備考欄に、公文書の開示により得た情報の適正使用について明示することとしている。

- 5 「個人の基本的人権を尊重するよう努めなければならない」とは、この制度 によって得た情報が個人に関するものであるときは、個人のプライバシーの侵 害にわたる使用をしないよう留意しなければならないということである。
- 6 実施機関は、利用者が公文書の開示によって得た情報を不適正に使用したと 認められるときは、当該利用者に対し注意し、当該情報の使用の中止を求める ものとする。

【参考】富山県情報公開制度懇話会提言(平成21年2月9日)から抜粋

- 1 開示請求
 - (2) 「適正な請求」とは言えない請求の類型化とその取扱いについて

「適正な請求」とは言えない請求を類型化して、その取扱いを条例の解釈運用基準等で明記することが適当である。

この場合には、開示請求権を妨げることがないよう非開示決定を行う場合の判断基準、事務手続を定め、厳格に運用されるべきである。

【説明】

近年、開示請求件数が急増(H14年度 918件→H19年度 80,036件)し、現行条例が想定していなかったような課題も現れており、適切な対応が必要な状況となっている。

このようなことから、「適正な請求」とは言えない請求、若しくは「権利の濫用」と言える請求の態様を類型化し、その取扱いを明確に定め、適切に対応することが適当である。

類型化に当たっては、事例の積重ねも必要であり、条例ですべてを類型化し明記することは困難であるから、条例の解釈運用基準等で随時類型化し、県民に明示することが適当である。

類型化する請求の態様とその取扱いについては、次のような例が考えられる。

① 明らかな害意が認められる請求

ア 判断基準 (要件)

行政の事務執行を停滞させることを目的とした公文書の開示請求

イ 取扱い

請求の取下げを要請する。これに応じない場合は、「権利の濫用」と して非開示決定を行う。

② 業務の著しい停滞等を招くおそれのある大量の請求

ア 判断基準 (要件)

開示決定等の期限(原則 45 日以内と規定)を延長(条例第 13 条) しても、担当者が通常業務を遂行しながらすべての公文書についての 開示決定等を行うには、「おおむね 1 年」(神奈川県、愛知県)以上の 期間を必要とするような大量の請求で、当該請求により事務処理経費 の著しい増大や通常業務の著しい停滞、混乱を招くおそれのあるもの

イ 取扱い

当該請求の必要性を確認するとともに事務執行上の支障を説明し、抽出請求等を要請する。

これに応じない場合は、期限の原則として定められている 45 日以内に、相当部分について開示決定等をし、残りの部分については、「適正な請求」の範囲を超える請求として非開示決定を行う。

第5条関係(開示請求権)

第1 趣旨

第1項は、開示請求をする権利の根拠規定であり、経済社会活動の広域化、 国際化の進展等を踏まえ、誰もがこの条例において公文書の開示請求をすることができることを明らかにしたものである。

第2項は、条例で定められた開示請求権も無制限なものではなく、権利の行使には一定の責務が伴うものであり、「適正な請求」を促す観点から、開示請求権を濫用してはならないという開示請求者の責務について定めたものである。

第2 解釈及び運用

1 「何人」とは、どこに住んでいるかを問わず、また、日本国民のほか、外国 人も含まれる。

なお、実施機関が多様な言語による開示請求に対応しなければならないとすると、その負担が過重になるので、開示請求書は日本語で記入することとする。

- 2 自然人、法人のほか、権利能力なき社団など法人格は有しないが団体の規約 等を有し、代表者又は管理人の定めがあるものも「何人」に含まれる。
- 3 本条例に定める公文書開示請求制度は、何人に対しても等しく、県が保有する公文書の開示請求権を認めるものであり、開示請求者が誰であるか、また、開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、当該公文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

また、この開示請求権は、条例第8条に規定する部分開示による場合及び条例第16条第1項に規定する特別の開示の実施の方法による場合を除き、実施機関に対し、あるがままの形で公文書を開示することを求める権利である。

4 「権利の濫用」とは一般的に、「ある人の行為あるいは不行為が、外形的には 権利の行使とみられるが、その行為が行われた具体的な状況と実際の結果とに 照らしてみると、権利の行使として法律上認めることが妥当でないと判断され ることをいう。」とされている。

行政の事務執行を停滞させることを目的とした開示請求、開示決定を受けた としても閲覧するつもりがないような開示請求等開示請求権の本来の目的を逸 脱し、明らかな害意が認められる開示請求は、「権利の濫用」に該当すると判断 される。

「権利の濫用」に該当すると判断される請求があった場合には、第2項の趣旨を説明し、請求の取下げを要請する。

当該要請にもかかわらず、これに応じない場合には、条例第 11 条第 2 項の規定により非開示決定を行うものとする (第 4 条関係第 2 の 2 及び第 11 条関係第 2 の 2 の (7) を参照)。

第6条関係 (開示請求の手続)

第1 趣旨

本条は、公文書の開示についての具体的な請求方法及び開示請求書に形式上 の不備がある場合の補正の手続を定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、開示請求 は書面を提出して行わなければならないこととしている。
- 2 「公文書を特定するに足りる事項」とは、公文書の具体的な件名又は実施機 関が開示請求に係る公文書を特定し得る程度の内容の記載をいう。
- 3 「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき (開示請求に係る公文書を 特定するに足りる事項の記載が不十分であると認めるときを含む。)」とは、記 載事項に漏れがある場合や「公文書を特定するに足りる事項」の記載が不十分 で開示請求に係る公文書を特定することができない場合等をいう。

なお、「形式上の不備」には、「開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項の 記載が不十分」な場合も含まれるものであるが、第3項の開示請求者の公文書の特 定に協力する努力義務を規定したことから、確認的に「(開示請求に係る公文書を 特定するに足りる事項の記載が不十分であると認めるときを含む。)」としたもので ある。

- 4 「相当の期間」とは、請求者が開示請求書の記載を補正するに足りる合理的 な期間であり、開示請求者による補正の機会を保障する趣旨である。
- 5 「補正の参考となる情報を提供する」とは、開示請求に係る公文書が特定されていない場合において公文書の検索に必要な資料(保管文書目録、保存文書目録等)を提示することなどをいう。

- 6 第3項は、公文書の特定は、開示請求の本質的な内容であり、開示請求者が 行うべき事項であること、また、開示請求の目的を達成する上で不必要に大量 と思われる開示請求によって、いたずらに行政の事務執行が停滞することを避 ける必要があることから、開示請求者は、実施機関の求めに応じて、開示請求 に係る公文書の特定に協力する努力義務があることを規定したものである。
- 7 条例第6条第2項の規定による補正を求めたにもかかわらず、これに応じない場合には、条例第11条第2項の規定により非開示決定を行うものとする(第11条関係第2の2の(1)を参照)。

第7条関係(公文書の開示義務)

本文関係

第1 趣旨

本条は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合を除き、 当該公文書を開示しなければならない(原則開示)という、情報公開制度の基 本的な考えを明らかにしたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 「当該公文書を開示しなければならない」とは、実施機関には、原則として、 開示請求に係る公文書を開示する義務があるという趣旨である。原則開示の考 え方に立っているが、一方で個人、法人等の権利利益や公共の利益も適切に保 護する必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比 較衡量する必要がある。このため、開示しないことに合理的な理由がある情報 を非開示情報としてできる限り明確に定め、この非開示情報が記録されていな い限り、開示請求に係る公文書を開示しなければならないこととしている。
- 2 開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合の実施機関の義務については明示されていない。しかし、本条例では非開示情報の範囲はできる限り限定したものとするとの基本的な考え方に立っており、条例第9条において、本条の例外として公益上の理由により裁量的開示が規定されていることの反対解釈として、実施機関は、「公益上特に必要があると認められるとき」以外は、開示してはならないことになる。

なお、本条各号における非開示情報該当性の判断に当たっては、「公にすること」により何らかの権利や利益などが損なわれるおそれがあるか等を判断することとしており、この「公にする」とは、何人にも知り得る状態におくことを意味し、開示請求者に開示するということは、何人に対しても開示を行うということを意味するものである。

3 本条の非開示情報と職員の守秘義務を規定した地方公務員法第 34 条との関係については、同法第 34 条は職員の服務規律の確保を目的とするものであり、同条第 1 項の「秘密を漏らす」は服務規律に反しないことが明確な行為についてこれを禁じているものではない。同法第 32 条にも定められているように、職員が条例の規定に従って、情報を開示した場合、この行為は服務規律に反するものではない。

- 4 地方自治法第100条第1項の規定による記録の提出、民事訴訟法(平成8年 法律第109号)第220条の規定による文書の提出、弁護士法(昭和24年法律第 205号)第23条の2第2項の規定による報告の請求のように、法令の規定によ り実施機関に対して公文書の提出又は閲覧等を要求されることがある。これら の要求は、この条例に基づく請求とは異なるので、本条各号に該当するか否か によって当該要求の諾否を決定するものではないが、当該法令の趣旨、要求の 目的、対象文書の内容等を考慮しつつ、本条例の趣旨も踏まえ諾否の判断を行 うものである。
- 5 非開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務又は 事業の進捗の状況等の事情の変更に伴って変化していく可能性があり、開示請 求があった都度判断しなければならない。

なお、個々の開示請求における非開示情報該当性の判断の時点は、開示決定 等の時点である。

第1号関係(法令秘情報)

第1 趣旨

本号は、法令若しくは他の条例の規定又は法定受託事務に係る指示等により 公にすることができないと認められる情報についてこの条例との関係を明らか にし、当該情報を非開示情報として定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 「法令」とは、法律及び政令、府・省令その他の命令をいい、「条例」には、 条例の委任を受けた規則等を含むものである。
- 2 「法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関の指示」とは、法定受託事務又は自治事務に係る情報に対する国からの関与(非開示の指示)であって、当該指示が法律又は法律に基づく政令に根拠を有するもので、公にしてはならない情報を個別、具体的に明らかにしているものをいう。
- 3 「公にすることができないと認められる情報」とは、法令等の規定で明らか に開示をすることができない旨が定められている情報のほか、法令等の趣旨、 目的から開示をすることができないと認められる情報を含むものである。
- 4 本号に該当する非開示情報を分類すると、次のとおりである。
 - (1) 明文の規定をもって開示が禁止されているもの
 - (2) 他の目的の使用が禁止されているもの
 - (3) 個別法により守秘義務が課されているもの
 - (4) 手続の公開が禁止されている調停等に関するもの
 - (5) その他法令等の趣旨・目的から、開示をすることができないと明らかに認められるもの
- 5 本号に該当する非開示情報の具体例
 - (1) 明文の規定をもって開示が禁止されているもの
 - ○未公表著作物の著作者が、開示に同意しない旨の意思表示をした著作物(著作権法第18条(公表権)との調整)

なお、著作物の複製権等との調整については、著作権法第 42 条の 2 により、開示するために必要な限度において著作物を利用(写しの交付)することができるとされている。

- (2) 他の目的の使用が禁止されているもの
 - ○調査票情報等(統計法第40条)
- (3) 個別法により守秘義務が課されているもの
 - 県税申告書、県税更正·決定決裁書(地方税法第 22 条)
 - ○児童相談、調査及び判定に関する記録(児童福祉法第61条)
 - ○結核登録票(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 73条)
 - ○病院からの報告書(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 53 条)
- (4) 手続の公開が禁止されている調停等に関するもの
 - ○調停委員会議議事録及び調停期日調書(公害紛争処理法第37条)
 - ○建設工事紛争審査会記録(建設業法第25条の22)

第2号関係(個人情報)

第1 趣旨

本号は、個人に関する情報について、原則として個人が識別できる場合に非開示とすることを定めたものである。基本的人権を尊重する立場から(条例第3条後段参照)、個人のプライバシーは最大限保護する必要があること、また、個人のプライバシーの概念は法的にも社会通念上も未成熟であり、その範囲も個人によって異なり、類型化することが困難であることから、個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る情報は、原則として非開示とする方式(個人識別型)を採用している。ただし、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要性のない情報も含まれることになるため、個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る情報から除かれるものとして、公知の情報などを限定列挙している。

第2 解釈及び運用

- 1 特定の個人が識別することができる情報等(本文)について
 - (1) 「個人に関する情報」とは、思想、信条、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報(以下「個人情報」という。)をいう。

また、「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。これは、生前に本号により非開示であった情報が、当該個人が死亡した以降開示されることになるのは適当でないためである。

- (2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により非開示情報該当性を判断することが適当であることから、本条第3号で判断することとし、本号の個人情報の範囲から除外するものである。
- (3) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しく

は電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの」とは、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけではなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報全体であり、特定の個人を識別させる部分(例えば、個人の氏名)とその他の部分(例えば、当該個人の行動の記録)が全体として一つの非開示情報を構成するものである。

「その他の記述等」の例としては、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号(振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等)が挙げられる。氏名以外の記述等は単独では必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報等が組み合わされることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合が多いと考えられる。

なお、ここでいう「記述等」には、文書や図画への記載のみならず、電磁的方式による記録も含まれるほか、文字等による記述のみならず、音声や動画等の記録も含まれる。

(4) 「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として非開示となる趣旨である。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解される。他方、特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報については、一般的には「他の情報」に含めて考える必要はないものと考えられる。

個人識別性の判断に際しては、厳密には特定の個人を識別することができる情報ではないが、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個人に不利益を及ぼすおそれがある場合があり得る。その場合は、個人識別性の判断に当たっては、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、当該情報の性質、集団の性格、規模等の要素も考慮に入れていく必要がある。

- (5) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、匿名の作文や無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連するものや公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものなど、特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報をいう。
- 2 ただし書のアについて

個人識別情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて非

開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の非開示情報から除くこととしたものである。

- (1) 「法令等の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を公開することを 定めている規定に限られる。公開を求める者又は公開を求める理由によって は公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は、「公にされている 情報」には該当しない。
- (2) 「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠までを要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。しかし、当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。
- (3) 「公にされ」とは、現に当該情報が公衆が知り得る状態に置かれていれば 足り、現に公知(周知)の事実である必要はない。なお、過去に公にされた ものであっても、時の経過により、開示請求の時点では公にされていると見 ることができない場合もあり得る。
- (4) 「公にすることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定(具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定している場合を含む。)の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がないなど、当該情報の性質上、通例公にされるものも含まれる。
- 3 ただし書のイについて

人の生命、健康その他の基本的な権利利益を保護することは、行政機関の基本的な責務であることから、当該権利利益を保護するため公にすることが必要であると認められる情報について、本号の非開示情報から除くこととしたものである。

- (1) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」とは、「人の生命、健康、生活又は財産」に現実に被害が発生している場合に限られず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。
- (2) 「公にすることが必要であると認められる」とは、個人に関する情報を公にすることにより害されるおそれがある個人の権利利益よりも、当該情報を公にすることにより人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回ると認められる場合をいう。この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護についても、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとする。

なお、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、 公益上の理由による裁量的開示の規定(条例第9条)により図られる。

4 ただし書のウについて

公文書には、公務遂行の主体である公務員の職務活動の過程又は結果が記録

されているものが多い。県政の諸活動を説明する責務が全うされるようにする という観点からは、これらの情報を公にする意義は大きく、本号の非開示情報 から除くこととしたものである。

- (1) 「公務員等」とは、国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員(独立 行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除 く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方 公務員(同法第22条の2に規定する会計年度任用職員を含む)並びに地方独 立行政法人の役員及び職員のすべてをいい、一般職か特別職か、常勤か非常 勤かを問わない。したがって、国会議員、地方議会議員及び附属機関の委員 もこれに含まれる。また、公務員等であった者が当然に含まれるものではな いが、公務員等であった当時の情報については、本規定が適用される。
- (2) 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等がその地位に基づいて所掌する職務を遂行する場合における当該活動についての情報(例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報のみならず、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報を含む。)をいい、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものである。したがって、例えば公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は私事に関する職員の個人情報として保護する必要があり、職務の遂行に係る情報には含まれない。
- (3) 「(当該公務員等が規則で定める職にある職員である場合その他公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、氏名を除く。)」とは、当該公務員等が有する職務権限や職務内容等により、その氏名を公にすると、当該公務員等が負うべき相当の責任以上の非難を受けたり、その私生活が当該公務員等として受忍すべき限度を超えて脅かされるなど、当該公務員等個人の権利利益が不当に害されるおそれがあり、その結果、職務の円滑な遂行にも支障を及ぼすおそれがあるようなときには、当該公務員等の氏名は非開示とする趣旨であり、そうしたおそれが一般的に考えられる職については、規則で定めることとしている。

また、「その他公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合」かどうかは、当該公務員等が有する職務権限や職務遂行の具体的内容に照らして判断することとなる。

- 5 本号に該当する非開示情報の具体例
 - (1) 思想、信条、宗教、意識、趣味等に関する情報
 - ○世論調査等意識調査の調査票
 - ○宗教法人規則認証申請書添付の信者名簿
 - ○個人相談記録
 - ○図書等の貸出申込書
 - ○公文書開示請求者名
 - ○生徒反省文
 - (2) 心身の状況、体力、健康状態等に関する情報

- ○健康診断書
- ○診療録
- ○特定疾患相談指導票
- ○身体障害者手帳交付文書
- ○児童体力記録簿
- ○休職者名簿
- (3) 資格、犯罪歴、学歴等
 - ○履歴書
 - ○刑罰等調書
 - ○戸籍謄本
 - ○資格試験成績、成績証明書
- (4) 職業、交際関係、生活記録等に関する情報
 - ○生活保護決定調書
 - ○生活相談記録
- (5) 財産の状況、所得等に関する情報
 - ○所得証明書
 - ○預金残高証明書
 - ○納税証明書
 - ○口座番号
- 6 本号ただし書に該当する開示情報の具体例
 - (1) ただし書アに該当する情報
 - ○法人役員名
 - ○建築計画概要書
 - ○受賞者名簿
 - ○審議会委員名簿 (ただし書ウにも該当)
 - (2) ただし書イに該当する情報
 - ○病院開設届に添付される医師免許証の写し
 - ○河川占用許可申請書
 - ○道路占用許可申請書
 - ○宅地造成の勧告書、改善命令
 - (3) ただし書ウに該当する情報
 - ○会議等の復命書
 - ○旅行命令簿及び旅費請求書 (職員番号、級、号級部分は除く)
 - ○起案者名、決裁者名
- 7 本号ただし書ウ括弧書の除外規定に該当する非開示情報の具体例(施行規則 第3条以外)
 - ○麻薬取締員、漁業監督吏員、鳥獣の保護若しくは管理又は狩猟の適正化に 関する取締の業務に係る者で該当するもの

第2号の2関係(行政機関等匿名加工情報等)

第1 趣旨

令和5年4月の個人情報保護法施行に伴い、地方公共団体に行政機関等匿名加工情報に関する規定(同法第5章第5節)が新たに適用されることとなった。本号は、行政機関等匿名加工情報等の取扱いに対する県民の信頼を確保し、個人情報保護を徹底するため、当該情報を非開示情報として定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 「匿名加工情報」とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- 2 「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報」とは、次のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部(これらの一部に条例第7条に規定する非開示情報(同条第2号に掲げる情報を除き、同条第3号ただし書に規定する情報を含む。)が含まれているときは、これらの非開示情報を除く。)を加工して得られる匿名加工情報をいう。
- (1) 個人情報保護法第 75 条第2項各号のいずれかに該当するもの、又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものではないもの
- (2) 実施機関に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている公文書について、条例第5条の規定による開示請求があったとしたならば、実施機関が、①当該公文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること、又は②条例第15条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えることのいずれかを行うこととなるもの
- (3) 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、個人情報保護法第 116 条第1項の規定に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加 工して行政機関等匿名加工情報を作成することができるものであること
- 3 「(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するもの)」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、①特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(電子計算機処理に係る行政機関等匿名加工情報ファイル)又は②紙媒体の情報の記述等の一部を加工した行政機関等匿名加工情報を一定の規則に従って整理・分類し、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものをいう。ただし、紙媒体の個人情報ファイルを加工して、行政機関等匿名加工情報ファイルとして提供することは、加工することができる状態にするための負担が大きく一般的には法第60条第3項第3号に該当しないと考えられる。
- 4 「行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情

報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは個人識別符号」とは、行政機関等匿名加工情報の作成のために特定の個人を識別することができないようにするために保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。具体的には、行政機関等匿名加工情報の作成のために保有個人情報から氏名、住所、生年月日等(記述等)及び個人識別符号としての個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)、免許証番号(道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号に規定する免許証の番号をいう。)、住民票コード(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コードをいう。)を削除した場合における当該記述等及び個人識別符号のことである。

第3号関係(法人等情報)

第1 趣旨

本号は、法人等又は事業を営む個人の正当な事業活動の自由を保障する必要があることから、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報について、非開示とすることを定めたものである。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、例外的に開示することとしている。

また、法人等又は事業を営む個人の事業活動であって、公にしないとの条件で任意に提供された、いわゆる任意提供情報については、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると思われる場合に限り非開示とすることとしたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 「法人その他の団体」とは、営利法人、公益法人、社会福祉法人、宗教法人、 学校法人その他法人格を有する団体のほか、権利能力なき社団など法人格は有 しないが団体の規約等を有し、代表者又は管理人の定めのあるものをいう。た だし、国、独立行政法人等及び地方公共団体は除かれるので、その事務又は事 業に係る情報は、他の非開示情報の規定で判断することになる。
- 2 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報 のほか、法人等の権利利益に関する情報など法人等と何らかの関連性を有する 情報をいう。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、 構成員各個人に関する情報でもあり、第2号の「個人情報」に該当するかどう かも検討する必要がある。

- 3 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲 げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。
- 4 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業に 付随するすべての情報(事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等)をいう

が、その事業活動と直接関係のない情報(例えば、事業を営む個人の家族状況、 事業と区分される個人の資産、所得等)は、本号に該当せず、第2号の「個人 情報」に該当するかどうかを判断することになる。

- 5 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その 他正当な利益を害するおそれがあるもの」(ア)について
 - (1) 「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 生産技術上又は販売営業上の情報で、公にすることにより法人等又は個人の事業活動に対し、競争上不利益を与えるおそれがあると認められるもの
 - イ 経営方針、経理、金融、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部 管理に関する情報で、公にすることにより法人等又は事業を営む個人の事 業運営上、不利益を与え、又は社会的信用を損なうおそれがあると認めら れるもの
 - ウ その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉又は社会 的評価、活動の自由、信用等が損なわれるおそれがあると認められるもの
 - (2) 「正当な利益を害するおそれがあるもの」かどうかの判断は、法人等又は事業を営む個人の当該事業の性格、規模、事業内容等に留意しつつ、当該情報の開示をした場合に生ずる影響を個別、具体的に慎重に検討した上で行うものとする。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

- 6 「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」(イ)について
 - (1) 「実施機関の要請を受けて」とは、実施機関が事務事業を行う上で必要であるため、法人等に依頼し、提供された場合をいい、要請がないにもかかわらず法人等が自発的に情報を提供した場合は、この規定には該当しない。ただし、この場合であっても、提供に先立ち、法人等から非公開の条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合は含まれる。
 - (2) 「公にしない」とは、情報の提供を受けた実施機関が第三者に対して当該情報を提供しないとの条件を意味する。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件も含まれる。
 - (3) 「条件」については、実施機関の側から公にしないとの条件で情報の提供を申し入れた場合も、法人等から公にしないとの条件を付すことを申し出た場合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法としては、黙示的なものも含まれる。
 - (4) 「任意に提供されたもの」とは、法令上の権限に基づかずに提供された情

報をいうものである。

- (5) 「通例として公にしないこととされているもの」とは、当該法人等が公に しないことが通例であると主張さえすれば足りるわけではなく、当該法人等 が属する業界、業種等の慣行に照らして、非開示とすることが通常行われて いるかどうかを判断するものである。
- (6) 「当時の状況等」とは、当該条件が付された時点における諸般の事情を基本として判断するが、必要に応じその後の事情の変更も勘案して判断する趣旨である。
- 7 本文ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にする ことが必要であると認められる情報を除く。」には、法人等又は事業を営む個人 の事業活動によって、人の生命、健康、生活又は財産に対する危害が発生して いる場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

「公にすることが必要であると認められる」かどうかの判断は、非開示により保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と開示により保護される利益(人の生命、健康、生活又は財産)とについて、それぞれの具体的性格や内容を慎重に検討した上で、比較衡量することによって行うものである。

- 8 本号に該当する非開示情報の具体例
 - (1) 生産、技術等に関する情報
 - ○製造工程図
 - ○機器の種類、性能等
 - ○製品の開発技術内容、生産設備等
 - ○製造方法概要書及び原料表
 - (2) 販売、営業等に関する情報
 - ○顧客名簿
 - ○販売計画書
 - ○工場設備投資計画書
 - ○資金調達計画書
 - (3) 信用上不利益を与える情報
 - ○企業診断調書
 - ○商品に係る苦情相談処理の記録
 - (4) 経理、労務管理等内部管理に関する情報
 - ○経理又は人事に関する情報
 - ○労働争議、労使交渉等に関する情報
 - ○内部監査実施状況報告書
- 9 本号ただし書に該当する開示情報の具体例
 - ○食中毒発生施設と事件の概要

第4号関係(公共の安全等情報)

第1 趣旨

本号は、犯罪の予防、捜査等刑事法の執行を中心とした情報であって、公に

することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施 機関が認めることにつき相当の理由がある情報について、非開示とすることを 定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、県民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。
- 2 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪がまさに発生しようとするのを未然に防止したり、 犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。
- 3 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見、収集又は保全することをいう。
- 4 「公訴の維持」とは、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張、立証、公判準備などの活動をいう。
- 5 「刑の執行」とは、刑法第2章に規定されている刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行及び監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものであることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。
- 6 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。なお、刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防及び捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査等や犯罪の予防及び捜査に密接に関連する破壊的団体(無差別大量殺人行為を行った団体を含む。)の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等の不法な侵害や特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報なども本号に含まれる。
 - 一方、風俗営業等の許可、感染症予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、第6号の「行政運営情報」により、開示又は非開示の判断をするものである。
- 7 「…おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、司法審査の場における実施機関の第一次的な判断を尊重する旨を規定したものである。

すなわち、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等公共の安全と秩

序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示又は 非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要する などの特殊性が認められる。このため、司法審査の場においては、裁判所が、 本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断 を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものである か(「相当の理由」があるか)否かについて審理・判断するのが適当であり、こ のような規定としているものである。

- 8 本号に該当する非開示情報の具体例
 - ○麻薬覚せい剤協力調査に関する情報
 - ○犯罪捜査等に用いる機材等の性能に関する情報
 - ○情報提供者、被疑者、捜査員等関係者に関する情報
 - ○犯罪目標となることが予想される施設の所在や警備の状況等に関する情報

第5号関係(審議、検討等情報)

第1 趣旨

本号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における適正な意思決定手続を確保するとともに、情報が公にされることにより県民への不当な影響が生じないようにする趣旨から、審議、検討等情報について、非開示とすることを定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 「県の内部」とは、県の機関の内部又はその相互間をいい、ここでいう機関とは、執行機関、議会及びこれらの補助機関のほか、執行機関の附属機関及びこれらに類するもの(法令又は条例の規定によらずに要綱等により設置された懇談会等で、設置目的、構成員、機能等からみて附属機関に類するもの)を含むものである。
- 2 「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部 又は相互間」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 県の内部
 - (2) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の内部
 - (3) 県と国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の相互間
 - (4) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の相互間
- 3 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階で意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら意思決定に至るまでの過程の各段階において行われている審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

なお、合議制機関等に関する情報の開示又は非開示については、当該合議制機関等の規程又は議決により決せられるものではなく、当該合議制機関等の性

質及び審議事項の内容に照らして、公にすることにより率直な意見の交換等を 不当に損なうおそれがあるかどうかについて、個別具体的に判断することにな る。

4 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」 がある情報とは、公にされると、外部からの干渉、圧力等の影響を受けること などにより不当に率直な意見の交換が妨げられ、又は意思決定の中立性が損な われるものをいう。

例えば、審議会での発言が公にされ、発言者に危害が及ぶおそれがある場合、 政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により、当該政 策の決定に不当な影響を受けるおそれがある場合等が考えられる。

- 5 「不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ」がある情報とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報、科学的知見が得られていない情報などであって、公にすることにより県民等に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるものをいう。
- 6 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」がある情報 とは、尚早な段階での情報や事実関係の確認が不十分な情報等であって、公に することにより投機等を助長して、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益 を及ぼすおそれがあるものをいう。

例えば、公共施設等の建設計画に関する情報が公にされることにより、土地 投機が行われて地価が高騰し、請求者など特定の者が不当に利益を得る場合や、 違法行為に関する調査中の情報が公にされ、結果的に違法又は不当な行為を行 っていなかった者が不利益を被る場合等が考えられる。

- 7 本号の「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることによる公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものをいう。予想される支障が「不当」かどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と非開示にすることによる利益とを比較衡量した上で、慎重に行う必要がある。
- 8 審議、検討等に関する情報については、行政における意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号に該当する場合は少なくなるものと考えられる。しかし、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素である場合や、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われるなど審議、検討等の過程が重層的、連続的である場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定等に関して本号の該当性が検討されることに注意する必要がある。

また、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、 検討等の情報が公になると、県民等の間に混乱を生じさせるおそれがある場合 や、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当に影響を与 えるおそれがある場合は、本号の該当性を検討する必要がある。

- 9 本号に該当する非開示情報の具体例
 - ○表彰候補者選考調書

- ○各種試験委員会会議録
- ○検討中の各種施策に関するデータ等で精度の点検が不十分なもの

第6号関係(行政運営情報)

第1 趣旨

本号は、事務又は事業の性質上、公にすることにより当該事務又は事業の適 正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報について、非開示とすることを定め たものである。

県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある事務又は事業の情報全てを事項的に列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。

そのため、各機関に共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、 公にすることによりその適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、 アからオまで例示的に掲げた上で、これら以外については、「その他当該事務又 は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある もの」として包括的に規定したものである。

第2 解釈及び運用

- 1 「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う」 とは、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が単 独で事務又は事業を行う場合のほか、共同で行う場合を含む。
- 2 「事務又は事業」には、同種の事務又は事業が将来も反復して行われることが予定されているときには、将来の同種の事務又は事業も含まれる。
- 3 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本来的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、当該目的達成の手法等に照らして判断する趣旨である。
- 4 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」であるかどうかを判断する に当たっては、当該支障と公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上 での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。

「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が認められなければならない。

5 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収」とは、指導監査、 立入検査、漁業取締り、試験の実施並びに租税の賦課及び徴収のほか、税務調 査、各種の監視、巡視等の事務が含まれる。

また、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」のある情報としては、監査等の対象、実施時期、調査項目等の詳細な情報のほか、試験問題のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難になったり、法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を

助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするおそれがある情報などがある。

6 「契約、交渉又は争訟」は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人又はその長などが当事者となるものに限定される。「交渉」とは、相手方との話合いによる取決めをすることを目的として行われるものをいい、その種類としては、補償、賠償に係る交渉、土地等の売買に係る交渉、労使交渉等がある。また、「争訟」とは、訴訟及び行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく不服申立て等をいう。

「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」のある情報としては、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるおそれがあるもの、交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものなどがある。

- 7 「調査研究」とは、主として大学、試験研究機関等の調査、研究、試験等をいう。これらの事務に関する情報については、事務が完了した時期等に公表することが予定されていることが多く、適切でない時期に公にすると、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすなどその公正かつ能率的な遂行を阻害するおそれがある。
- 8 「人事管理」とは、職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関することをいう。人事管理に係る事務は、組織の維持の観点から行われるものであり、これらの事務に関する情報の中には、勤務評価や人事異動等の人事構想など公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保を困難にするおそれがあるものが多い。
- 9 「県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業」とは、地方公営企業法が適用される事業や、地方独立行政法人が実施する事業などをいう。県の場合、電気事業、工業用水道事業、病院事業、県立大学等がこれに該当する。これらの事業に関する情報については、企業等の経営という事業の性質上、基本的には条例第7条第3号の法人等情報と同様の考え方で、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを非開示情報として規定したものである。ただし、「正当な利益」は、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その非開示の範囲は、法人等情報に比べてより狭いものとなる場合があり得る。
- 10 本号に該当する非開示情報の具体例
 - (1) アに該当する例
 - ○各種監査、検査の方針、指導監査における重点事項等
 - ○県税の徴収方法に関する資料
 - (2) イに該当する例
 - ○用地買収計画案
 - ○係属中の訴訟に関する弁護士との打合せ経過、準備書面案、証拠申出等
 - (3) ウに該当する例

- ○試験研究機関で実施中の研究に関する情報であって、現時点で公にすると 研究の公正で能率的な継続が明らかに阻害されるもの
- (4) エに該当する例
 - ○懲戒処分の適否、軽重等を判断する際に内部的な審査の基準が推測される 情報
 - ○昇任内申者名簿
- (5) オに該当する例
 - ○県又は国等が経営する企業等のノウハウに関する情報

第8条関係(部分開示)

第1 趣旨

- 1 第1項は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合 における実施機関の部分開示の義務の内容及びその要件を定めたものである。
- 2 第2項は、開示請求に係る公文書に個人識別情報(非開示情報)が記録されている場合に、当該情報のうち個人識別性のある部分を除くことにより、部分開示ができる旨を定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 「開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合」とは、一件の公文書に複数の情報が記録されている場合に、情報ごとに、条例第7条各号に規定する非開示情報に該当するかどうかを審査した結果、非開示情報に該当する情報がある場合を意味する。開示請求は、公文書単位に行われるものであるため、条例第7条では、公文書に全く非開示情報が記録されていない場合の開示義務が定められているが、本条第1項の規定により、開示請求に係る公文書の一部になんらかの非開示情報が記録されている場合に、その部分を除いて開示できるか否かの判断を行わなければならない。
- 2 「容易に区分して除くことができる」とは、過度の費用、時間等を要さずに、 非開示情報とそれ以外の情報とを分離できることをいい、当該公文書のどの部 分に非開示情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけ でなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も、部分 開示を行う義務はないことを明らかにしたものである。

例えば、特徴のある筆跡や声により特定の個人が識別できる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。また、複数の人の発言が同時に録音されているうちの一部の発言内容や録画されている映像中に非開示情報が含まれている場合などは非開示部分のみを除去することが容易でないことがあり、このような場合には容易に区分して除くことができる範囲で開示すべき部分を決定することになる。なお、電磁的記録について、非開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は「容易に区分して除くことができないとき」に該当する。

3 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とは、義務的に開 示すべき範囲を定めているものであり、部分開示の実施に当たり、具体的な記 述をどのように削除するかについては実施機関に委ねられている。すなわち、 非開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に 被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すかなどの方法の選択は、非 開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることが 容易かどうかなどを考慮して判断することとなる。

4 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、非開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合を意味する。例えば残りの部分に記載されている内容が無意味な文字、数字等の羅列となる場合などをいう。

この「有意」性の判断に当たっては、同時に開示される他の情報があれば、 これも併せて判断する。

なお、「有意の情報」かどうかの判断は、請求の趣旨を損なうか否か、すなわち、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、客観的に決めるべきものである。

5 第1項の規定は、公文書に記録されている情報のうち、非開示情報を除いた情報の記載部分の開示義務を規定しているが、ひとまとまりの非開示情報のうちの一部を削除した残りの部分を開示することの根拠条項とはならない。個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分(例えば、氏名)とその他の部分(例えば、当該個人の行動記録)とから成り立っているが、識別される特定の個人情報全体が一つの非開示情報を構成するものであることから、第1項の規定だけでは、全体として非開示情報となる。すなわち、個人識別情報は、第3号、第4号、第5号及び第6号の各号に定められた他の非開示情報の類型が「おそれ」を生じさせる範囲で非開示情報の大きさをとらえることができるのとは、その範囲のとらえ方が異なっている。

このため、第2項により、個人識別情報について、個人を識別させる部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないときには、特例として、部分開示することができるとした裁量規定を設けたものである。

個人識別性のある部分を除いても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合(カルテ、未公表の研究論文など)には、条例第7条第2号本文に該当し、全部が非開示となる。

第9条関係(公益上の理由による裁量的開示)

第1 趣旨

本条は、非開示情報が記録されている公文書であっても、実施機関が裁量的開示を行うことができる場合について定めたものである。

第2 解釈及び運用

1 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第7条各号(第1号の法令秘情報を除く。)に掲げる非開示情報であっても、なお、個々の事案において、公にすることに当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる。

る場合をいう。

- 2 本条の規定は、「公益上特に必要があると認めるとき」との規定からも、非開 示情報を開示するという処分の性質からも明らかなとおり、公益上の必要性の 認定についての実施機関の要件裁量を認めるものである。
- 3 条例第7条第1号を除くのは、同号に規定する非開示情報は、法令等によって公にすることが禁止されている情報であり、裁量的開示を行う余地がないことによるものである。
- 4 本条により県以外の第三者に関する情報を開示しようとする場合は、条例第 15条第2項(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)の手続が必要となる。 また、本条の裁量的開示に不服があると考える当該開示情報に係る第三者は、 行政不服審査法に基づく審査請求が可能である。

第 10 条関係(公文書の存否に関する情報)

第1 趣旨

本条は、一定の場合に、実施機関が公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることを定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る公文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された公文書の存否について回答すれば、非開示情報を開示することとなる場合をいう。例えば、特定の個人の病歴に関する情報(非開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。)や分野を特定した実施前の試験問題に関する情報(非開示であると答えると、その範囲の問題が存在することが明らかになってしまう。)等がある。
- 2 本条の適用が必要な類型の開示請求については、実際に公文書が存在すると 否とを問わず、常に存否応答拒否をしなければならない。
- 3 本条を適用する場合も非開示決定を行うこととなるので(条例第 11 条第 2 項 参照)、当該非開示決定通知書において、本条を適用する旨の理由(請求のあっ た公文書の存否を答えることにより、どのような非開示情報を開示することに なるかをできる限り具体的に記載)を提示するものとする。(富山県行政手続条 例(平成 7 年富山県条例第 1 号) 第 8 条参照)

第 11 条関係 (開示請求に対する措置)

第1 趣旨

本条は、実施機関は開示請求に対して第1項に規定する開示又は部分開示、 第2項に規定する非開示のいずれかの決定をしなければならないことを定めた ものである。

また、存否応答拒否をする場合及び公文書を保有していない場合についても 処分(非開示の決定)として位置づけることを定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 開示又は部分開示の決定(第1項)は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されていない場合
 - (2) 開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合であって、 当該非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる とき。ただし、この場合には、非開示情報が記録されている部分を除いて開 示する。
 - (3) 開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に当該公文書を開示する必要があると認めるとき(条例第9条)。
- 2 非開示の決定(第2項)は次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求書に条例第6条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする(第6条関係第2の7を参照)。
 - (2) 開示請求に係る公文書を保有していない場合 (開示請求の対象が条例第2条第2項に規定する公文書に該当しない場合及び開示請求の対象が法令その他の規程による開示の実施との調整又は適用除外規定 (条例第17条、第39条及び附則第2項)によりこの条例の規定による開示を行わない場合を含む。)
 - (3) 開示請求に係る公文書に記録されている情報がすべて非開示情報に該当する場合
 - (4) 開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合であって、 当該非開示情報が記録されている部分と他の部分とを容易に区分して除く ことができないとき。
 - (5) 開示請求に係る公文書の存在の有無を明らかにするだけで、非開示情報を開示することとなる場合(条例第10条)
 - (6) 業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求であって、実施機関からの抽 出請求等の要請に応じない場合(開示請求のあった日から 45 日以内に開示決 定等を行う相当の部分を除く。)

なお、開示請求の対象となる公文書が著しく大量であることにより事務の遂行に支障が生じるおそれがあっても、単に事務処理上対応が困難という場合は、開示決定等の期限の特例(条例第 13 条)により対処するものであって、それだけでは「適正な請求」の範囲を超えるものとはいえない(第 4 条関係第 2 の 3 を参照)。

(7) 開示請求が権利の濫用に当たる場合。この場合において、権利の濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の実施機関の業務への支障及び県民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う(第4条関係第2の2及び第5条関係第2の4を参照)。

第12条関係 (開示決定等の期限)

第1 趣旨

本条は、開示決定等を行うべき原則的な期間及び延長可能な期間について明記したものである。

第2 解釈及び運用

- 1 「開示決定等」とは、条例第 11 条第 1 項及び第 2 項に規定する開示、部分開示又は非開示の決定をいう。
- 2 「開示請求があった日から起算して 15 日以内」とは、受付窓口に請求書が到達した日を初日として算入し、15 日目が期間の満了日となることをいう。

これは、公文書の開示をするかどうかの決定を行うことのできる最長期間を 定めたものであり、実施機関は、請求者の権利を尊重し、可能な限り迅速に決 定をするよう努めなければならない。

なお、第1項は開示決定等の期限を定める規定であり、開示請求者に対する通知の到着日が15日以内であることまでを求めているものではないが、実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに条例第11条各項に規定する通知を行う必要がある。

- 3 「補正に要した日数」とは、実施機関が条例第6条第2項の規定により補正 を求めてから、開示請求者が補正をした開示請求書を実施機関に提出するまで の期間を指す。
- 4 形式上の不備がある開示請求であっても、補正を求めるまでの期間は、期間 計算に含まれる。開示請求書に形式上の不備があるかどうかは、必ずしも、形 式的審査により直ちに明らかになるものではない。例えば、公文書の特定が十 分かどうかは、実施機関において、開示請求書に記載された内容により確認す ることが必要である。このような期間は、適法な開示請求の場合であっても必 要なものであり、期間計算の中に含めている。
- 5 「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」とは、実施機関が誠実に 努力しても、第1項の15日以内に当該開示決定等をすることができないことに ついて合理的な理由があるときをいい、おおむね次のような場合をいう。
 - (1) 請求に係る公文書の種類又は量が多く、15日以内に公文書を検索し、開示決定等をすることが困難であるとき。
 - (2) 請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されており、条例第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該第三者から意見の聴取を行うため、15 日以内に開示決定等をすることが困難であるとき。
 - (3) 開示請求に係る公文書の開示、非開示の審査が困難なとき。
 - (4) 当該時期における他に処理すべき開示請求事案の量、他の事務の繁忙、年末年始等執務を行わないときその他合理的な理由により 15 日以内に開示決定等をすることが困難なとき。
- 6 「遅滞なく」とは、合理的な理由による遅滞は許されるという趣旨であるが、 原則的な期限である開示請求があった日から 15 日以内に発送することが望ま しい。

7 「延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない」とは、 合理的な理由により期間を延長する場合は、延長する期間及び延長することが 必要となった事情など具体的な理由を請求者に通知することを実施機関に義務 付けたものである。

第13条関係 (開示決定等の期限の特例)

第1 趣旨

本条は、著しく大量な公文書の開示請求があった場合について、開示決定等 の期限の特例を定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 本条を適用する場合の事務の流れは、以下のとおりである。
 - (1) 開示請求のあった日から15日以内に、本条を適用する旨等を通知する。
 - (2) 開示請求のあった日から 45 日以内に、相当の部分について開示決定等を行う。
 - (3) 相当の期間((1)の通知において、その期限を示す。)内に、残りの部分について開示決定等を行う。
- 2 「開示請求に係る公文書が著しく大量」かどうかは、一件の開示請求に係る 公文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによるわけではなく、実 施機関の事務処理体制、他の請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁 忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断される。
- 3 「事務の遂行に著しい支障が生ずる」とは、開示請求を受けた実施機関において、45 日以内に処理しようとすると、通常の業務に容認できない遅滞が生ずることをいう。
- 4 「相当の部分」とは、実施機関が通常 45 日以内に処理することができる分量である。
- 5 「相当の期間内」とは、残りの公文書について実施機関が処理するに当たって必要とされる合理的な期間内をいう。
- 6 本条を適用するときは、実施機関は、開示請求のあった日から起算して 15 日以内に、開示請求者に対し、「本条を適用する旨及びその理由」、「残りの公文 書について開示決定等をする期限」を通知しなければならない。
- 7 「残りの公文書について開示決定等をする期限」とは、最終的に当該開示請求に係るすべての公文書についての開示決定等を終えることが可能であると見込まれる期限を意味する。本条の性質上、当該期間が比較的長期になる場合もあり得るため、予想し得ない事務の繁忙等その後の事情の変化により当該期限を厳守できない場合が想定できないわけではない。しかしながら、特例規定を適用するには、請求者に処理の時期の見通しを通知することが適切である。
- 8 仮に、通知した期限までに開示決定等がされなかった場合に、実施機関の不 作為に当たるかどうかは、個別の案件に応じた判断が必要である。
- 9 なお、この書面においては、45日以内に開示決定等をする「相当の部分」を示すことは要しない。これは、15日以内に通知しなければならないため、当該

時点で 45 日以内に開示決定等をできる部分を的確に判断することが困難であること、45 日以内には当該部分についての開示決定等が通知されることを考慮したものである。

第13条の2関係(理由付記等)

第1 趣旨

部分開示又は非開示の決定を行う場合においては、行政手続条例第8条に基づく理由の提示及び行政不服審査法第82条に基づく教示(審査請求をすることができる旨、審査請求をすべき行政庁及び審査請求をすることができる期間)を書面により行うことが必要である。本条は、これらのうち、理由の提示について確認的に規定したものである。

第2 解釈及び運用

- 1 理由の提示は、単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であり、非開示情報の内容が明らかにならない限度において、どのような類型の情報が記録されているかを示さなければならない。また、「公文書を保有していないとき」は、「作成していない」、「受領していない」、「保存期間が満了し、廃棄した」等、保有していない理由を具体的に提示するものとする。
- 2 一定の期間を経過することにより非開示とした理由が消滅することが確実であり、その理由の消滅する期日を明示し得る場合は、公文書部分開示決定通知書又は公文書非開示決定通知書にその期日を付記しなければならない。

なお、非開示とした理由がなくなる期日を付記した場合においても、当該公文書の開示を請求しようとする者は、改めて当該期日以後に請求をしなければならないものである。

第14条関係(事案の移送)

第1 趣旨

本条は、開示請求を受けた実施機関よりも他の実施機関の方が、当該開示請求に係る公文書の開示又は非開示の判断を迅速かつ適切になしうると考えられる場合に、事案を移送することができることを定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 「正当な理由があるとき」とは、第1項で例示された「開示請求に係る公文 書が他の実施機関により作成されたものであるとき」のほか、開示請求に係る 公文書に記録されている情報の重要な部分が他の実施機関の事務・事業に係る ものである場合などであって、開示決定等をすることにつき他の実施機関の判 断に委ねた方が適当な場合である。
- 2 「当該他の実施機関と協議の上」とは、単に協議したという事実があれば移 送できるということではなく、実施機関相互の協議が整った場合に移送できる という趣旨であり、協議が整わない場合には、開示請求を受けた実施機関が開 示決定等を行うことになる。

- 3 「移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がした ものとみなす」とは、事案を移送した実施機関が移送前にした補正命令や決定 期間の延長などの行為は、移送後も移送を受けた実施機関の行為として有効と なるという趣旨である。
- 4 「移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない」とは、移送を受けた実施機関においてその開示の実施が円滑に行われるよう、移送した実施機関の協力義務を明記したものである。

例えば、次のような協力が考えられる。

- ① 移送前にした行為があれば、その記録を作成し、これを提供すること。
- ② 開示請求書及び事案を移送した旨の書面の写しを提供すること。
- ③ 移送を受けた実施機関が請求に係る公文書を保有していない場合には、その開示請求に係る公文書の写しを提供し、又は原本を貸与すること。
- 5 移送は専ら県内部の実施機関相互の問題であることから、開示決定等の期間 の算定は、条例第12条第1項の規定により、当初の開示請求のあった時点から 進行する。したがって、移送の協議は、開示請求を受けてから速やかに行われ るべきものである。
- 6 移送は、請求を受けた実施機関が請求に係る公文書を保有しているものの開示又は非開示の判断について、他の実施機関が行うことが適当な場合に行われるものである。したがって、開示請求を受けた実施機関が請求に係る公文書を保有していない場合には、事案の移送の問題ではない点に留意する必要がある。この場合、当該公文書を保有しているなど関係する他の実施機関が判明していれば、その窓口を案内するなど適切な情報提供を行うことになる。

第 15 条関係 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第1 趣旨

本条は、実施機関が開示請求の処理を行うに当たって、第三者の権利利益の 適正な保護を図るため、必要な調査の一環として設けられた手続的規定であり、 第三者に対する意見書提出の機会の付与、第三者から開示に反対の意思を表示 した意見書の提出があった場合の措置について定めたものである。

開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合には、当該第三者に意見書提出の機会を付与することができることとするとともに、公益上の理由により開示しようとする場合には、当該機会を与えなければならないとし、第三者が開示に反対する旨の意見書を提出しているにもかかわらず、開示決定をする場合には、開示決定日と開示の実施日との間に一定の期間を置いて、開示の実施前に当該第三者に争訟を提起する機会を確保することにより、当該第三者の権利利益の保護を図るものである。

第2 解釈及び運用

1 第1項は、実施機関が開示決定等について、より的確な判断を行うため、関係する第三者の意見聴取ができる旨を定めるものであるから、実施機関に対して当該第三者に意見書提出の機会を与えることを義務付けるものではなく、意

見書提出の機会を与えるかどうかは実施機関の判断に委ねている。(任意的意 見聴取)

- 2 本条において第三者の範囲を「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、 地方独立行政法人及び開示請求者以外の者」としているのは、県及び開示請求 者を除く国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、 私人と同様の手続的保障を図る必要性に乏しいこと、また、それらの意見を聴 く必要があるときは、適宜の方法により意見を求めれば足りることによる。
- 3 開示、非開示の判断を行うに当たって、実施機関による資料の収集、意見の 聴取等は特別の規定がなくとも任意に、適宜の方法により行うことが可能であ るが、第1項の規定による第三者の意見聴取の結果、開示に反対の意見が出さ れたときは、第3項の規定による手続を取ることが必要となるため、本条に基 づく意見聴取手続については、「意見書」(書面)を提出することとしたもので ある。
- 4 開示・非開示の判断はあくまでも当該第三者に関する情報が条例第7条に規定する非開示情報に該当するか否かによって行われるものであり、第三者の意向によって決まるものではない。第三者は意見書の記載に当たって、単に開示に賛成か、反対かを記載するだけでは意見書を提出する意義に乏しいので、できる限り実施機関の開示・非開示の判断に資するような事情の説明が望まれる。なお、意見書には意見の内容を裏付ける資料を添付することができる。
- 5 第2項は、公益的開示の場合は、第三者の権利利益を侵害するおそれがあり、 適正手続の保障の観点から、事前に当該第三者に意見書提出の機会を与えることを義務付けるものである。(必要的意見聴取)
- 6 「当該第三者の所在が判明しない場合」とは、実施機関が合理的な努力を行ったにもかかわらず、当該第三者の所在が判明しない場合をいい、例えば、実施機関に届けられている住所、登記簿に記載された法人の所在地などに郵送しても不達の場合が考えられる。

なお、こうした場合でも、公示送達は義務づけられていない。

- 7 第3項は、意見書提出の機会を与えられ、公文書開示に反対の意思表示をした第三者が、開示決定について、行政上又は司法上の救済手続を講ずる機会を確保しようとするものである。公文書は一度開示されてしまうと、保護されるべき第三者の権利利益の救済は不可能となることから、開示の実施前に、第三者が開示の決定に対する審査請求又は取消訴訟を提起できるようにする必要がある。このため、開示の決定をしたときは、意見書提出の機会を与えられ、公文書の開示に反対の意思を表示した第三者に対し、必要な事項を通知するとともに、開示の実施までに一定期間を置くこととした。なお、「開示決定をするとき」とは、公文書の全部開示の決定に限らず、部分開示の決定をするときも含まれるが、当該第三者に関する情報を非開示とする場合は含まれない。
- 8 「開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない」とは、第三者が審査請求又は訴訟を提起するのに最低限必要な期間として、開示を実施するまでに2週間以上の期間を確保しなければならない

こととするものである。

第16条関係(開示の実施)

第1 趣旨

本条は、公文書の開示の実施方法等について定めたものである。

開示決定を受けた者が開示を受ける意思を表示している限り、実施機関が当該 開示決定に係る公文書を保管し続けなければならないとすることは適当でなく、 開示決定後、一定の合理的な期間が経過すれば、当該開示決定を受けた者が当該 開示決定に係る公文書の開示を受けられなくなることを定めたものである。

更なる開示の申出については、開示決定に係る公文書について、まず閲覧をしてから写しの交付を受けるかどうかを判断したいというケースなどが想定されるが、一定の期間内(30日以内)であれば、再度開示を認めることとしたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 電磁的記録の開示方法については、種々の形態が考えられるところであり、 特に電子計算機処理に係る情報については機器の普及状況や電子情報のセキュ リティの確保等に係る技術的・専門的な観点からの検討を行う必要があること から、その種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定めることとしたもの である。
- 2 「当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがある」とは、同一の公文書に対する請求が頻繁にあること又はその形態、形状から開示をすることにより当該公文書が汚損され又は破損されるおそれがある場合等をいう。
- 3 「その他正当な理由があるとき」とは、請求に係る公文書が日常業務に使用 されているため、原本のまま閲覧等に供すると日常業務に支障を生ずる場合や 条例第8条の規定により部分開示を行う場合等をいう。
- 4 開示決定を受けた者に、開示決定に係る通知があった日(公文書開示決定通知書又は公文書部分開示決定通知書を受け取った日)の翌日から起算して 30日以内に当該開示決定に係るすべての公文書の開示を受けることを義務付けたものである。
- 5 開示決定を受けた者が開示を受けないまま当該期間を経過したときは、当該 開示決定に係る公文書は、正当な理由がない限り、当該開示決定を受けた者に 対して開示されたものとみなされ、開示の実施に係る手続を終了することを定 めたものである。

なお、この「みなし開示」については、公文書開示決定通知書及び公文書部分開示決定通知書にその旨を記載することにより、あらかじめ、開示決定を受ける者に周知されることとなっており、当該期間を経過した場合において、実施機関は、開示決定を受けた者に特段の通知をすることを要しないものである。

「みなし開示」が適用された場合において、なお同一の公文書に対する開示 請求があったときは、当該開示請求が適正な請求であるかどうか、権利の濫用 に当たるかどうかを慎重に判断するものとする。 6 当該期間の経過について正当な理由があるときは、当該期間の経過後であっても公文書の開示を受けることができることとし、開示決定を受けた者の権利 の保護とのバランスを図っている。

当該期間の経過後に開示するよう申出があった場合には、実施機関は、当該期間内に公文書の開示を受けることができなかったことについての正当な理由の有無を審査し、正当な理由があると認められるときは、開示を実施する。

正当な理由の申出は、その理由がなくなった日の翌日から起算して1週間以内にしなければならない。

正当な理由には、災害、不慮の事故、病気等が考えられる。

7 更なる開示の申出は、1回に限られるものではないが、最初に開示を受けた 日から起算して30日以内に限られる。「最初に開示を受けた日」とは、開示決 定に基づき最初に公文書の開示を受けた(閲覧をした、写しの交付を受けた等) 日を指すものであり、写しの送付の方法によった場合は当該写しが開示請求者 に到達した日を指す。

なお、当該申出により第1項の規定による公文書の開示を受ける場合についても、条例第18条に定める開示の実施に要する費用は負担しなければならない。

8 本条例は、県の説明責任を全うするために、開示請求に応じて公文書の内容 を明らかにすることを定めたものであり、開示方法はその手段であるから、一 度開示を受けた公文書について、既に開示を受けた方法と同一の方法による開 示を求めることは、正当な理由がない限りできない(施行規則第 11 条)。

第17条関係(法令その他の規程による開示の実施との調整)

第1 趣旨

本条は、この条例の対象となる公文書について、法令、他の条例、規則その他の規程(以下「法令その他の規程」という。)の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付(以下「閲覧等」という。)による開示を認めている場合、当該法令その他の規程が定める方法と同一の方法による開示については、条例により重ねて開示を認める必要がないことから、この条例の規定による開示をしないことを定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 「法令等」とは、条例第7条第1号の「法令等」と同義である。
- 2 本条の規定による調整は次のように行うものとする。
 - (1) 本条は、法令その他の規程に閲覧等の手続が定められている場合には、当該法令その他の規程が定める方法と同一の方法による開示については、この条例の規定による開示をしないこととするものである。したがって、例えば、法令その他の規程に閲覧の方法による開示のみが定められており、写しの交付に関する規定がない場合、閲覧の方法による開示については、この条例の規定による開示をせず、当該法令その他の規程によることとなり、写しの交付の方法による開示については、この条例の規定による開示をするものである。

なお、縦覧は、公文書の内容が明らかに分かるように示し、見せるものであり、閲覧と同視できる開示の形態であることから、法令その他の規程に定められている場合は、この条例の規定による閲覧は行わない。

- (2) 法令その他の規程による閲覧等においては、閲覧等の期間や公文書の範囲等について限定しているものがあり、そのような場合の調整は、次のとおりである。
 - ア 閲覧等の期間を限定している場合

法令その他の規程で閲覧等の期間を限定している場合は、当該期間内については当該法令その他の規程に定めるところにより閲覧等をすることができるため、本条の規定による調整は、「開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る」とされており、この条例の規定による開示をしないが、当該期間の前後については、この条例の規定による開示をするものである。当該期間の前後における開示・非開示の判断は、条例第7条各号に照らして行うこととなる。

- 〇都市計画法第 17 条第 1 項による都市計画案の縦覧(公告の日から 2 週間)
- ○富山県自然環境保全条例第9条第4項の保全地域の指定案の縦覧(公示の日から2週間)
- イ 閲覧等の公文書の範囲を限定している場合

法令その他の規程による閲覧等の対象となる公文書について、例えば一件書類のうちの一部分の書類に限定している場合があるが、このような場合におけるこの条例と当該法令その他の規程との調整の考え方は、アの場合と同様とする。

- ○公職選挙法第 192 条第 4 項による選挙運動に関する収入及び支出の報告 書の閲覧(領収書等の写しを除く。)
- ○政治資金規正法第 20 条の2第2項による政治団体等の収支報告書等の 閲覧及び写しの交付(領収書等の写しを除く。)
- ウ 請求者の範囲を限定している場合

本条の規定による調整は「何人にも」閲覧等が認められている場合に行われるものであり、法令その他の規程が請求権者を限定している場合は、 当該法令その他の規程が認めている請求権者を含めてこの条例の規定による開示をするものである。この場合の開示・非開示の判断は、当該法令その他の規程の趣旨を考慮しつつ、条例第7条各号の非開示情報に該当するか否かを個別に判断することとなる。

- ○十地区画整理法第84条第2項による関係簿書の閲覧(利害関係者)
- ○漁港漁場整備法施行規則第 10 条による漁港台帳の閲覧 (関係者)
- エ 一定の場合に開示しない旨の定めがあるとき

法令その他の規程で何人にも公文書を開示することとされているものの、河川法第 12 条のように正当な理由があれば開示を拒否しうるとされている場合には、本条による調整は行わない。

オ 保有個人情報開示請求による公文書の開示

公文書開示請求において、富山県個人情報保護条例(平成15年富山県 条例第1号)第13条に定める本人等の個人情報の開示請求があった場合 は、同条例による保有個人情報開示請求手続をとるよう案内するものとす る。

第18条関係(費用負担)

第1 趣旨

本条は、公文書の開示を受ける者の開示の実施に要する費用の負担について 定めたものである。

第2 解釈及び運用

1 「写しの作成及び送付に要する費用その他の開示の実施に要する費用」とは、 文書、図画及び電磁的記録を複写したもの等の作成に要する費用並びにその送 付に要する郵便料をいう。

なお、閲覧、聴取又は視聴による開示の実施に係る費用については、請求者 にその負担を求めないものである。

2 具体的な費用の額については、施行規則第 12 条に規定する別表第 1 のとおり である。

第 18 条の2 関係(県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

第1 趣旨

本条は、県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求について定めたものである。

第2 解釈及び運用

県が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法の規定による審査請求をすることができる。審査請求を受けた地方独立行政法人は、富山県情報公開審査会への諮問等を行うこととなる。

第18条の3関係(審理員の指名の適用除外)

第1 趣旨

本条は、審査請求の際の審理員の指名について、行政不服審査法が適用されないことを明らかにしたものである。

第2 解釈及び運用

行政不服審査法は、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する 審査請求について、審査請求人及び処分庁の主張を公平に審理するため、原処 分に関与していない職員を審理員として行政不服審査法に定める審理手続を行 わせることを基本とする。

行政不服審査法第9条第1項ただし書では、条例に基づく処分について条例

に特別の定めがある場合は、審理員の指名を要しないことを定めている。

公文書の開示決定等は、富山県情報公開条例に基づくものであり、実施機関の開示決定に不服がある者は、実施機関に対し審査請求を行うことができ、審査請求を受けた実施機関は富山県情報公開審査会に諮問を行うなどの仕組み、手続が整備されていることなどから、審理員の指名を要しない旨を規定したものである。

第19条関係(富山県情報公開審査会への諮問)

第1 趣旨

本条は、開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求については、 審査請求を受けた実施機関に対し、原則として、弁明書の写しを添えて富山県 情報公開審査会(以下「審査会」という。)への速やかな諮問を義務付けたもの である。

また、諮問実施機関に対し、諮問に対する答申があったときは、答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決を速やかに行うことを義務付けたものである。

- 1 「開示決定等」とは、条例第 11 条の規定による開示決定等、すなわち公文書の開示、部分開示又は非開示(条例第 10 条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)の決定をいう。
- 2 「開示請求に係る不作為」とは、条例第5条による開示請求に対し、条例第 12条の開示決定期限又は条例第13条の特例による開示決定期限を経過しても 「開示決定等」を行わないことをいう。
- 3 行政不服審査法では、条例に基づく処分であっても弁明書の作成を必要としており、富山県情報公開審査会に諮問する際には、弁明書の写しを添えて行うこととなる。なお、弁明書は、次の事項を中心に記載することとなる。
 - ① 処分の根拠となる法令の条項
 - ② 処分の内容
 - ③ 当該処分の要件に該当する事実と審査基準又は(公にされている場合)処 分基準との関係
- 4 本条に規定する「審査請求」とは、公文書の開示決定等を行った実施機関(警察本部長を除く。)に対する審査請求(行政不服審査法第4条第1号)及び警察本部長の行った開示決定等についての公安委員会に対する審査請求(行政不服審査法第4条第4号)をいう。
- 5 第1号の「審査請求が不適法であり、却下する場合」とは、行政不服審査法 第43条第1項第6号の規定により却下する場合をいう。例えば、次のような場 合があるが、このようなケースについては、第三者の意見を聴くまでもなく、 客観的に判断できるものであるので、諮問を要しないこととしている。
 - ① 審査請求が審査請求期間(原則として「処分があったことを知った日の翌

日から起算して3月以内」。行政不服審査法第18条参照)の経過後にされた ものである場合

- ② 審査請求をすべき行政庁を誤ったものである場合
- ③ 審査請求適格のない者からの審査請求である場合
- ④ 存在しない開示決定等についての審査請求である場合
- ⑤ 審査請求書の記載の不備等について、補正を命じたにもかかわらず、審査 請求人が補正を行わないため、形式的不備のある審査請求である場合

なお、例えば、開示請求書に形式的な不備がある場合又は開示請求書の対象文書が公文書に該当しない場合に、実施機関が不適法な開示請求に当たるとして非開示決定をしたときも、審査請求は可能であり、第1号の規定に該当する場合を除き、審査会への諮問が必要となる。

- 6 第2号の「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の 全部を開示することとする場合」とは、審査請求人の主張を全面的に認めるケ ースであり、審査会に諮問する必要性が乏しいため、諮問義務の例外としてい る。
- 7 「ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。」としたのは、第三者から開示に反対する意見を表示した意見書が提出されているときには、審査請求の裁決で、非開示決定を取り消し、公文書の開示をすることとすると当該第三者の利益を害するおそれがあるので、諮問義務の例外事由の例外として、審査会に諮問しなければならないこととしたものである。
- 8 行政不服審査法第50条第1項は、裁決の方式を定めており条例に基づく処分においても同項の規定の適用がある。特に「主文が富山県情報公開審査会の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。」については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第18条第2項等を参考に規定したものである。

審査会への諮問制度を設けた趣旨に鑑みれば、諮問実施機関が審査会の答申書と異なる裁決をしようとする場合には、透明性の確保、審理関係人に対する説明責任の確保の観点から、異なった判断をする理由の記載を義務付けたものである。この理由が説明されていないか、一応説明はされていても不十分な場合は、裁決固有の瑕疵となる。他方、審査会の答申書に詳細な理由が説明されており、諮問実施機関がそれを是認する場合には、裁決を付す理由は、それらと同様のもので足りる。

第 20 条関係 (諮問をした旨の通知)

第1 趣旨

本条は、諮問をした実施機関は、審査会に諮問した旨を審査請求人等の関係 者に通知する義務があることを明らかにしたものである。

審査会における調査審議の手続においては、審査請求人等に、審査会に対する口頭による意見陳述や意見書提出の申出の機会等が与えられており、審査請求人等がこれらの機会を行使できるよう、審査会における調査審議の手続が始まったことを知らせる必要があるため、審査会に諮問をした実施機関に対し、

審査請求人等に対する諮問した旨の通知を義務づけたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 「参加人」とは、行政不服審査法第 13 条の規定に基づき、実施機関の裁決に 関し利害関係を有する者が、審査庁の許可を得て、又は審査庁の求めに応じ、 当該不服審査手続に参加人として参加した者をいう。
- 2 第2号は、第三者から審査請求があった場合を想定したものである。開示請求者が既に参加人として参加している場合は、第1号により通知されるものであるが、まだ参加していない場合に、参加の機会を与えることを目的とするものである。
- 3 第3号は、開示請求者から審査請求があった場合に、利害関係を有することが明らかである第三者(例えば、開示請求者が部分開示決定を不服として、その取消しを求めたのに対し、第三者が非開示との意見を出しているとき)に参加人として参加する機会を与えることを目的とするものである。

なお、例えば、実施機関が第三者に意見書提出の機会を与えることなく非開 示決定を行った場合のように、開示に反対の意見を有するが反対意見書の提出 機会を与えられなかった第三者がいることを実施機関が把握しているときは、 当該第三者に参加人として参加することを求めることが適当である。

第 21 条関係(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第1 趣旨

本条は、第三者に関する情報が記録されている公文書の開示決定等に対する 審査請求について、第三者からの審査請求を却下し、若しくは棄却する場合又 は非開示決定を変更して当該公文書を開示する場合に、当該第三者が行政上又 は司法上の救済手続を講ずる機会を確保するものである。

- 1 「条例第 15 条第 3 項の規定を準用する」とは、第 1 号又は第 2 号に掲げる裁決をする場合、当該裁決の日と開示の実施の日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならないこと、また、当該裁決後直ちに、第三者に対し、開示する旨の裁決をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面で通知しなければならないことをいう。
- 2 第1号は、第三者が開示決定の取消しを求めて審査請求を行い、併せて開示 決定の執行停止を申し立てた場合、裁決がなされるまでは、通常執行停止が認 められるであろうが、当該審査請求を却下又は棄却する裁決がなされ、直ちに 公文書が開示されてしまえば、当該第三者が当該開示決定に対する取消訴訟を 提起する機会を失ってしまうこととなるため設けられたものである。
- 3 第2号は、開示請求者が非開示決定に対する審査請求を行い、実施機関が非開示決定等を変更して開示する旨の裁決をした場合においても、その開示の実施前に第三者に当該裁決を争う機会を保障するために設けられたものである。ただし、速やかな開示決定を求める審査請求人の立場も考慮し、非開示決定に対する審査請求において参加人として非開示決定を擁護していた第三者に限定

している。

第22条関係(富山県情報公開審査会の設置及び組織)

第1 趣旨

本条は、諮問機関としての審査会の設置、組織、運営等に関する基本的事項 を定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 審査会は、知事の附属機関として設置するものであるが、知事ばかりでなく、 知事以外の実施機関からの諮問にも応じて調査審議を行うものである。
- 2 「情報公開制度に関する事項」とは、制度の見直しや制度運営の改善に資する事項等制度の推進を図る上で必要な事項をいう。

なお、審査請求の調査審議とは異なり、審査会が自らの判断により、随時自 発的に実施機関に意見を述べることができるものである。

- 3 委員の任期は2年であるが、その再任を妨げないものである。また、任期が満了しても後任者が不在である場合を想定し、その際の調査審議の停滞を回避するため、後任者が任命されるまでは任期満了後も引き続きその職務を行うこととしている。
- 4 特別職である審査会の委員は、地方公務員法上守秘義務を負わないものであるが、審査会には、条例第25条第1項の規定により、非開示情報が記録された公文書を直接に見分して調査審議を行うインカメラ審議(第25条関係第2の1を参照)の権限が認められていることにかんがみ、第7項は、審査会の委員に対し守秘義務を課すこととしている。なお、守秘義務違反については、罰則を設けている(条例第41条参照)。

第23条関係(会長)

第1 趣旨

本条は、審査会に会長を置き、委員の互選で定める旨を定めたものである。

第2 解釈及び運用

審査会の運営に当たっては、会を代表する者を置く必要があるため、会長の 設置、選出方法、任務及び不測の事態における代理について規定している。

第24条関係(会議)

第1 趣旨

本条は、審査会の会議について定めたものである。

第2 解釈及び運用

審査会の会議は、会長が招集し、過半数の委員が出席しなければ開くことができないものとし、その議事は、出席した委員の過半数で決することとしたものである。

第25条関係(審査会の調査権限)

第1 趣旨

本条は、審査会が適切な判断を行えるようにするため、調査審議に必要な資料の提出、意見の陳述等を求めることその他必要な調査を行うことができる権限を定めたものである。

第2 解釈及び運用

1 第1項は、いわゆるインカメラ審理手続を定めるものである。

インカメラ審理とは、審査請求人にその内容を知らせない非公開審理の手続の意味で使われる。審査会において、諮問実施機関の開示・非開示の判断が適法、妥当かどうか、部分開示の範囲が適切かなどについて迅速かつ適切に判断できるようにするため、審査会の委員が開示決定等に係る公文書を実際に見分するインカメラ審理の権限を審査会に認めたものである。

- 2 「第 19 条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため必要があると認めるとき」(第1項及び第3項)とは、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の性質、当該事案の証拠関係等に照らし、審査会が当該文書を実際に見分しないことにより生ずる適切な判断の困難性等の不利益と、当該文書を審査会に提示することにより生ずる行政上の支障等の不利益とを比較衡量した結果、なお必要があると認められる場合である。
- 3 「何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。」(第1項)と明記しているのは、審査会に提示された開示決定等に係る公文書は、まさにその開示の可否を適切に判断できるようにすることを目的として提示されたものであるから、当該文書の開示決定がなされて実際に開示されない限り、委員以外の者がこれを閲覧することは不適当であるためである。なお、このことは、開示請求のほか、情報提供の求めや審査請求人等による閲覧等の求めに応ずることもできないことを意味する。
- 4 第2項は、諮問実施機関は、審査会から開示決定等に係る文書の提示の求めがあったときは、これを拒むことができないことを確認的に規定している。これは、審査会が検討の結果、開示決定等に係る公文書の提示を求めることとしたのであれば、当該文書の見分は事案を適切に判断する上で不可欠であると考えられるためである。
- 5 第3項の「開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の 指定する方法により分類又は整理した資料」とは、一般にヴォーン・インデッ クスと呼ばれるものを指す。審査会の審議に際し、特に、文書量又は情報量が 多く、複数の非開示情報の規定が複雑に関係するような事案については、事案 の概要と争点を明確にし、非開示(特に部分的な非開示)とすることの適否を 迅速かつ適正に判断する必要がある。このため、その手段として、非開示の文 書と非開示の理由とを一定の方式で分類又は整理した資料(ヴォーン・インデックス)を諮問実施機関に作成させ、その説明を求めることができることとし たものである。
- 6 審査会の調査審議において、ヴォーン・インデックスを作成・提出させることは、諮問実施機関に負担を課すことにもなるため、必ずしもすべての事件に

おいて求められるものではない。ヴォーン・インデックスは、文書量等が多く、複数の非開示情報の規定が複雑に関係するような事案やインカメラ審理を行うことの適否を判断しがたい事案などの場合に求められるものと考えられる。開示決定等に係る公文書の提示の要否をにわかに判断しがたい場合には、ヴォーン・インデックス等による調査を十分に行った上で、なおインカメラ審理が、必要か否かが判断されるべきである。

ヴォーン・インデックスの作成等は、インカメラ審理とは異なり、審査会の要求に対し、諮問実施機関が拒否することは禁じられていないが、審査会が調査審議を迅速かつ適切に進めるためにこれらが必要であると認める場合には、諮問実施機関は当然これに応じるべきである。

- 7 「適当と認める者」(第4項)とは、行政不服審査法第34条の「参考人」に 相当するものであり、当該事案の直接の利害関係人ではない第三者のことであ る。
- 8 「その知っている事実」(第4項)とは、その者自らが直接見分した事実であって、その者の持つ意見ではない。
- 9 「鑑定」(第4項)とは、特別の学識経験によってのみ知り得る法則その他の 専門的知識等、あるいは事案にその法則を当てはめて得た結論である。

なお、審査会は、提出された意見書又は資料について鑑定を求める場合には、 提出した審査請求人等の考え方を正確に把握するため、原則として、その意見を 聴くものとする。

また、審査請求人等から、提出又は提示した意見書又は資料の情報、行った 説明の内容について、特別の考慮を払う必要がある情報が含まれているため委 員以外の者に知らせることが適当でない旨の意見があったときは、審査会は、 当該意見に従う必要がないことが明らかな場合を除き、その情報や説明内容が 委員以外の者の知るところとならないよう対応すべきである。

10 「その他必要な調査」(第4項)とは、例えば、諮問実施機関に対する口頭での説明要求のほか、物件の提出要求、検証、審理関係人への質問などである。

第26条関係(意見の陳述等)

第1 趣旨

本条は、審査請求人等の口頭による意見陳述又は意見書若しくは資料の提出について定めたものである。

- 1 本条は、審査請求人等から審査会に対して口頭意見陳述又は意見書若しくは 資料の提出の申出があり、この申出が適正な判断を行うために必要であると考 えられる場合、審査会はこれを認めることができることを規定したものである。 第1項は、審査請求人、参加人のみならず、諮問実施機関も意見陳述等の申 出を行うことができることとしている。
- 2 審査会は、申出があっても、必ず意見陳述又は意見書若しくは資料の提出の 機会等を与えなければならないものではなく、例えば審査請求人等の意見を全

面的に認めるときや、同一公文書の開示・非開示の判断の先例が確立している ときなどは、事案の迅速な解決や審査会全体の調査審議の効率性の確保の観点 から、これを認めないことができる。

- 3 「補佐人」とは、行政不服審査法第31条第3項に規定する「補佐人」と同義であり、自然科学的又は人文科学的な専門知識をもって審査請求人又は参加人を援助することができる第三者である。補佐人は、発言機関として事実上の陳述だけでなく法律上の陳述もすることができるが、代理人と異なり、審査請求人又は参加人とともに出席しない限りは何もなしえない。
- 4 「審査会の承認」については、審査会の判断に任せられるが、審査請求人又は 参加人の精神的・肉体的状況から判断して審理の進行上必要と認められる場合 には、承認されるものと考えられる。この承認を行うに当たっては、合理的な範 囲にその人数を制限することができる。

なお、諮問実施機関については、そもそも、口頭意見陳述その他の行為を当 該機関の職員に行わせることができるので、補佐人に関する規定を設けていない。

第27条関係(提出資料等の閲覧等)

第1 趣旨

本条は、審査会に提出された意見書等について、審査請求人等から閲覧等の 請求があった場合における審査会の努力義務を定めたものである。

また、審査請求人又は参加人が資料の写し等の交付を受ける場合は、手数料 を納めなければならない旨を定めたものである。

第2 解釈及び運用

1 「審査会に提出された意見書又は資料」とは、条例第 25 条第 3 項の規定により審査会が諮問実施機関に作成及び提出を求めた「資料」、同条第 4 項の規定により審査会が審査請求人等に提出を求めた「意見書又は資料」及び条例第 26 条の規定により審査請求人等が提出した「意見書若しくは資料」を指すものである。

なお、本条の閲覧又は写し若しくは書面の交付(以下「閲覧等」という。)は、 審査会の調査審議手続における主張立証の便宜のために認められているもので あるから、審査会の答申後は、閲覧等を求めることはできない。

2 「その他正当な理由があるとき」とは、例えば、当該意見書又は資料に非開示情報(閲覧等を求める者が審査請求人等に限定されていることから、審査請求人の個人名等必ずしも非開示にする必要のないものもあり、条例第7条の非開示情報の範囲と完全には一致しない。)に該当する情報が記録されていると認められる場合、正当な防御権の行使ではなく権利の濫用にわたる場合などが考えられる。また、本条第1項の規定による閲覧等は、意見陳述や意見書作成等に資するものであるが、調査審議がほぼ終結した段階で意見陳述や意見書の提出がなされて最初から議論をやり直すことは、審査会全体の業務運営に支障をきたし、他の事件にも影響を及ぼすおそれがある。したがって、調査審議の終

結段階に至っている場合には、「正当な理由があるとき」として、この閲覧等の 申出に応じないことができると考えられる。

特に、本条例においては、通常の処分に係る不服審査手続と異なり、文書の開示・非開示が問題となっていることから、本条による閲覧等を認めることにより、非開示情報が開示されることとならないように留意する必要がある。このため、審査会は、閲覧等の求めがあった場合は、原則として、当該意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴き、閲覧等を拒むべき合理的な理由があれば(意見書又は資料の存否を答えること自体が非開示情報を明らかにすることとなる場合を含む。)、当該閲覧等の請求に応じないことができると考えられる。

また、条例第25条第4項の規定により審査会が審査請求人等に提出を求めた 意見書又は資料について、審査請求人等から特別の考慮を払う必要のある情報 が含まれているため委員以外の者に知らせることが適当でない旨の意見があっ た場合の対応についても審査会は留意する必要があると考えられる。

なお、意見書又は資料に第三者の情報が含まれていても、閲覧等により当該 第三者の利益を害するおそれはないと判断される場合があり得るが、この場合 には、閲覧等の承認に先立ち、当該第三者に意見書提出の機会を与えるなど、 条例第 15 条に準じた運用を行うことが適当である。

- 3 審査会は、第1項の規定により意見書等を閲覧等に供するときは、事案の調査審議に支障が生じないよう、その日時及び場所を指定することができる。
- 4 審査請求人又は参加人は、資料の写し等の交付を受ける場合は、富山県手数料条例(平成12年富山県条例第10号)に定める手数料を納めなければならない。

第28条関係 (調査審議手続の非公開)

第1 趣旨

本条は、審査会の審査請求に係る調査審議の手続を非公開とすることを定めたものである。

第2 解釈及び運用

審査会の調査審議の手続は、公文書の開示・非開示の適否に関して行われるものであり、その手段として非開示決定された文書を実際に見分して調査審議を行うインカメラ審理の権限が認められている。このような調査審議の手続は、公開すると非開示情報が公になるおそれがあり適当ではないため、非公開としている。また、このような理由から、審査会の調査審議は、審査請求人、諮問実施機関等の当事者の出席の下に審議を進める公開の対審ではなく、書面審理を中心として行うこととしている。

なお、審査会の説明責任は、答申内容の公表を通じて担保されるものと考えられる。

第29条関係(答申書の送付等)

第1 趣旨

本条は、審査会が答申をしたときには、審査請求人と参加人に答申書の写し を送付するとともに、答申の内容を公表すべきことを定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 答申は諮問実施機関に対してなされるものであり、答申書は、諮問実施機関に交付されるが、審査請求人及び参加人は事件の関係者であることに加え、答申書は裁決に不服があるときに訴訟を行う際の資料としても必要であると考えられることから、両者に答申書の写しを送付することとしている。審査会は、答申を行った場合は直ちに送付することが適当である。
- 2 審査会の答申内容は、その説明責任の観点から公表することとしているが、 答申書には、審査請求人の氏名等、一般に公表することが適当ではない部分が 含まれることもあるので、その場合は当該部分を除いた上で公表するものとす る。

第30条関係(細則)

第1 趣旨

本条は、審査会の運営に関する細目的事項について、会長が審査会に諮って 定めることとしたものである。

第2 解釈及び運用

審査会の運営について、細部にわたってそのすべてを条例で定めることは適切ではないことから、条例で定める事項の他に必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることとしたものである。

第31条関係(情報公開の総合的な推進)

第1 趣旨

本条は、県民が必要とする情報を迅速かつ容易に利用できるようにするため、 公文書の開示のほか、情報の提供施策、公表制度及び出資法人の情報公開等の 充実を図り、情報公開の総合的な推進に努める県の基本的な姿勢を明らかにし たものである。

第2 解釈及び運用

「情報公開の総合的な推進に努める」とは、公文書開示請求制度により県民が必要とする情報を権利として請求できるようにするほか、県は、県民の請求を待つまでもなく積極的に情報を提供するなど、県民が迅速かつ容易に情報を得ることができるよう、情報公開に関する施策の総合的な推進に努めることである。

第32条関係(情報の提供施策)

第1 趣旨

本条は、情報公開を総合的に推進するため、実施機関が行う情報の提供及び 広報活動など、情報提供施策の拡充に努めることを明らかにしたものである。

第2 解釈及び運用

1 「広聴活動等により県民が必要とする情報を的確に把握し」とは、県民が必要とする情報を適時適切に提供できるよう、県政世論調査その他の広聴活動等を通じて県民の情報ニーズを的確に把握することである。

また、情報の提供に当たっては、その内容や表現を正確で分かりやすいもの としなければならないものである。

- 2 「広報活動を積極的に推進するよう努める」とは、実施機関が、その施策や 事業の内容等に関する情報を積極的に報道機関に提供するよう努めるほか、広 報紙、新聞等の印刷媒体、テレビ、ラジオ等の電波媒体等各種の情報通信技術 を活用した多様な媒体を効果的に活用し、積極的な広報活動を推進するよう努 めることである。
- 3 「その作成又は取得に係る刊行物その他の資料であって、県民の利用に供することを目的としているもの」とは、統計書、報告書、答申書、案内書などの 印刷物等で実施機関が作成したもの又は国や他の公共団体等から取得したもの で県民の閲覧等に供することを目的としているものをいう。

なお、実施機関は、県民の閲覧等に供する印刷物等の目録を毎年整備し、県 民の利用に供することとしている。

- 4 「閲覧等のための施設」とは、情報公開総合窓口、富山県公文書館その他の 県の施設等で印刷物等を県民の閲覧等に供する事業を行うものをいう。
- 5 「情報の所在の案内等情報の提供機能の充実を図り」とは、情報公開総合窓口、公文書館、地方県民相談室(高岡、魚津、砺波)、刊行物センター等において、県民の求めに応じ、情報の入手方法、所在等に関する案内を行うなど、県民に対する情報提供機能の充実を図ることをいう。

第33条関係(情報の公表制度)

第1 趣旨

本条は、実施機関が情報の公表制度の拡充に努めることを明らかにしたものである。

第2 解釈及び運用

「情報の公表制度の拡充」とは、法令等によって県が一定の情報を公表することを義務付けられた制度のほか、主要な施策等に関する情報を実施機関が公表する制度を独自に設けることをいう。

第34条関係(出資法人の情報公開)

第1 趣旨

本条は、出資法人に対して、この条例を直接適用することはしないが、出資法人は、条例の趣旨にのっとり、県に準じた県と同様の情報公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めること、また、知事は、出資法人の情報公開が推進されるよう、その指導に努めることを定めたものである。

- 1 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人(以下「出資法人」という。)は、県とは別個の独立した法人であるため、条例上の実施機関とすることは困難であるが、県行政の補完的な役割を果たし、県行政と密接な関係を有していると認められるものについては、情報公開を行うことへの社会的要請が強いものと考えられる。このため、このような出資法人については、その性格及び業務内容に配慮しつつ、自主的に県に準じた県と同様の情報公開に努める責務について定める一方、知事は当該出資法人の情報公開について指導する責務を有するものとした。
- 2 「県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって規則で定めるもの」とは、県が設立した道路公社及び県が2分の1以上の資本金等を出資している法人をいい、首長による調査等(地方自治法第221条第3項)や議会に対する経営状況の報告(同法第243条の3第2項)の対象となる法人等の範囲を定めた地方自治法施行令第152条のうち、第1項第1号及び第2号並びに第2項に規定するものに相当する(施行規則第15条参照)。
- 3 「必要な措置を講ずる」とは、出資法人が、この条例の趣旨にのっとり、情報公開に関する内部規程を設けるなど、その保有する情報を公開するための制度を整えることをいう。
- 4 「指導に努める」とは、知事が出資法人に対し情報公開に関する制度を整備 するよう、標準的な規程を示すなどして指導を行うことをいう。

第35条関係(指定管理者の情報公開)

第1 趣旨

本条は、県の公の施設の管理を行う指定管理者に対して、この条例を直接適用することはしないが、当該指定管理者は、条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報について、県に準じた県と同様の情報公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めること、また、知事は、当該指定管理者の情報公開が推進されるよう、その指導に努めることを定めたものである。

- 1 指定管理者となる者は、法人その他の団体であって県が指定するものであり、 条例第34条に規定する出資法人のほか、民間事業者である株式会社、NPO法 人(団体)等が想定される。指定管理者は、県とは別個の独立した法人(団体) であるが、指定管理者の業務は、県の公の施設の管理を行うことであり、県行 政と密接な関係を有しているため、情報公開を行うことへの社会的要請が強い ものと考えられる。このため、指定管理者がその性格及び業務内容に配慮しつ つ、当該公の施設の管理に関する情報について自主的に県に準じた県と同様の 情報公開に努める責務について定める一方、知事は、指定管理者の情報公開に ついて指導する責務を有するものとした。
- 2 「必要な措置を講ずる」とは、指定管理者が、この条例の趣旨にのっとり、 情報公開に関する内部規程を設けるなど、公の施設の管理に関して保有する情

報を公開するための制度を整えることをいう。

3 「指導に努める」とは、知事が指定管理者に対し情報公開に関する制度を整備するよう、標準的な規程を示すなどして指導を行うことをいう。

第36条関係(公文書の管理)

第1 趣旨

本条は、この条例の適正かつ円滑な運用に不可欠である公文書の適正な管理 を確保するため、実施機関の適正管理の責務について規定するとともに、規則 に公文書の管理に関する基準等を定め、当該規則の定めるところにより実施機 関は当該公文書の管理に関する定めを制定することとしたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 開示請求権の対象となる公文書の所在が明確でなかったり確認できないとい うような状態では、情報公開制度は的確に機能しない。その意味で情報公開制 度と公文書の管理は車の両輪の関係にあるため、情報公開制度の一環として、 公文書の管理に関する規定を設けたものである。
- 2 第2項の規定により、各実施機関における公文書の管理に関する定めは、条例に根拠を有し、かつ、施行規則で定められる公文書の管理に関する基準等に従って制定されることになる。また、当該定めは、各実施機関の窓口に備え置くなどして一般の閲覧に供することとされており、各実施機関は、公文書管理のしくみを県民に明らかにしつつ、適正な管理を行うこととなる。
- 3 施行規則においては、公文書の適正な管理を図るための基本的な事項として、 公文書の分類(系統的な分類基準の策定)、作成(意思決定等における文書作成 義務)、保管及び保存(公文書保存期間基準)、廃棄(廃棄手続)のほか、管理 体制の整備について定めている(施行規則第16条)。

第37条関係(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第1 趣旨

本条は、この条例の円滑な運用を確保する観点から、実施機関が開示請求を しようとする者の利便を考慮した措置を講ずる旨を定めたものである。

- 1 「公文書の検索に必要な資料」とは、各実施機関において定める保管文書の 目録及び保存文書の目録をいう。
- 2 「一般の閲覧に供する」とは、上記の検索資料を情報公開の受付窓口に置き、 利用者が自由に閲覧し得る状態にしておくことをいう。
- 3 「公文書の特定に資する情報の提供」とは、開示請求者にとって、自分の知りたい事柄に関する情報が、開示請求をしようとする実施機関においてどういう形で記録されているかを知ることは容易ではないことが想定されるため、開示請求者がその請求前において、容易かつ的確に公文書を具体的に特定するのに役立つ情報の提供を行うことをいう。
- 4 「その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置」とは、例

えば、開示請求に係る手続等の教示・案内を行う情報公開の受付窓口の整備等が考えられる。

第38条関係 (実施状況の公表)

第1 趣旨

本条は、公文書開示制度の適正な運用を図るため、この条例に基づく公文書の開示の実施状況を知事が県民に公表することを定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 各実施機関の公文書の開示の実施状況は、知事が取りまとめて公表するものである。
- 2 公表は、毎年度初めに、前年度の運用状況について「富山県報」に登載して 行う。

第39条関係(適用除外)

第1 趣旨

本条は、この条例の適用除外の情報について定めたものである。

第2 解釈及び運用

1 法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。)の規定を適用しないこととされている書類等については、公文書の公開制度とは別の枠組みで処理されるべきであることから、この条例の適用除外としたものである。

法律の規定により、情報公開法の規定を適用しないこととされている書類等には、登記簿、特許原簿、訴訟に関する書類等があるが、これらのうち、本条によりこの条例の規定を適用しないこととなる県が保有する公文書としては、刑事訴訟に関する書類及び押収物並びに免許漁業原簿がある。

- 2 刑事訴訟に関する書類については、原則として、公判の開廷前には公にしないこと(刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第47条)、訴訟関係人に対する公判開始直後の訴訟関係書類及び押収物を含む証拠物の閲覧等(同法第40条、第53条、第180条)が規定され、訴訟終結後の訴訟記録の閲覧についても、刑事確定訴訟記録法(昭和62年法律第64号)により規定されていることから、刑事訴訟に関する書類等についての公開等の判断は、刑事訴訟制度に委ね、条例の適用除外とするものである。
- 3 刑事訴訟に関する書類及び押収物については、主に警察本部長において管理 されている次の公文書その他の刑事訴訟に関する書類及び押収物を想定したも のであるが、知事部局において当該書類等を管理している場合も条例の規定は 適用しない。
 - ○被害届、告発状、告訴状
 - ○実況見分調書、供述調書
 - ○被疑者から押収したフロッピーディスク等の電磁的記録
- 4 免許漁業原簿については、情報公開法を適用しないこと (漁業法 (昭和 24

年法律第 267 号) 第 50 条)、免許漁業原簿の謄本若しくは抄本の交付又は免許漁業原簿若しくはその附属書類の閲覧の請求 (漁業登録令 (昭和 26 年政令第 292 号) 第 10 条) について規定されていることから、条例の適用除外とするものである。

第40条関係(規則への委任)

第1 趣旨

本条は、この条例を施行するために必要な事項は、施行規則で定めることとしたものである。

第2 解釈及び運用

「条例の施行に関し必要な事項」とは、公文書の開示の請求及び開示・非開示の決定に必要な公文書開示請求書、公文書開示決定通知書等の諸様式、開示の実施方法等をいう。

第41条関係(罰則)

第1 趣旨

本条は、情報公開審査会委員の守秘義務違反に対する罰則を定めたものである。

第2 解釈及び運用

情報公開審査会の委員は、特別職の地方公務員であるため、地方公務員法に 規定する守秘義務規定は適用されない。このため、条例第22条第8項において 委員の守秘義務を規定しているが、当該規定に違反した場合には罰則を科すこ ととすることにより、守秘義務の遵守を担保するものである。

附則関係

第1 趣旨

本附則は、この条例の施行期日、施行に当たっての経過措置等について定めたものである。

- 1 実施機関が保有する公文書に対する新条例の適用関係は、次のとおりである。
 - (1) 議会、公安委員会及び警察本部長以外の実施機関

	公文書の区分	
区分	旧条例第2条第1項に規定	
	する公文書(決裁その他こ	
	れに準ずる手続が終了し、	左以外もの
	実施機関において管理して	
	いるもの)	
昭和 62 年4月1日前	一部不適用	
に作成又は取得した	(保存期間が5年以下とさ	不適用
もの	れているものには適用しな	小週用
	٧٠ _°)	
昭和 62 年4月1日か	適用	不適用

ら平成14年3月31日 までに作成又は取得 したもの		
平成 14 年 4 月 1 日以後に作成又は取得したもの	適用	適用

(2) 議会、公安委員会及び警察本部長

	公文書の区分	
区分	旧条例第2条第1項に規定 する公文書(決裁その他これに準ずる手続が終了し、 実施機関において管理して いるもの)	左以外もの
平成 14 年 4 月 1 日前 に作成又は取得した もの	不適用	不適用
平成 14 年 4 月 1 日以 後に作成又は取得し たもの	適用	適用

2 第3項は、この条例の施行の際、旧条例に基づき、現にされている公文書の 開示の請求及び不服申立てであって、開示決定等及び決定がなされていないも のについては、新条例の規定による公文書の開示の請求及び不服申立てとみな し、新条例による手続に基づいて開示決定等を行う趣旨である。

附則(平成21年富山県条例第49号)関係

第1 趣旨

本附則第2項から第4項までは、富山県情報公開条例の一部を改正する条例 (平成21年富山県条例第49号。以下「平成21年一部改正条例」という。)の 施行の際に、閲覧の方法による開示決定を受けたにもかかわらず、現に閲覧を していない公文書の取扱いを定めたものである。

本附則第5項は、平成21年一部改正条例の施行後3年を経過した場合において、平成21年一部改正条例による改正後の条例の施行の状況をみて、必要に応じて、さらに制度の見直しをすることを定めたものである。

- 1 平成 21 年一部改正条例の施行の際に、既にされた開示決定に基づき閲覧の方法により公文書の開示を受ける者であって、現に当該公文書の開示を受けていないものに、平成 21 年一部改正条例の施行の日から 6 月以内に当該公文書のすべてについて開示を受けることを義務付けたものである。
- 2 開示を受けないまま当該期間を経過したときは、当該公文書は、正当な理由がない限り、当該者に対して開示されたものとみなされ、開示の実施に係る手続を終了することを定めたものである(「みなし開示」及び「正当な理由」については、第16条関係第2の4から6までを参照)。

- 3 平成 21 年一部改正条例の施行後、本附則第 2 項の規定に該当する者に対し、 同項の規定が適用される旨を通知するものとする。
- 4 本附則第5項では、平成21年一部改正条例の施行後3年を経過した場合において、平成21年一部改正条例による改正後の条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとされたところであるが、不適正な開示請求が継続する場合等においては、必要に応じて、さらに早い時期での見直しも検討するものとする。